

個人所得税法改定と関連する Q&A

2018年8月31日の第十三期全人代において、個人所得税法の改定が決定し、2019年1月1日より施行されることと決定した。また、2018年9月7日には財税[2018]98号が発表され、2018年10月1日より、一部の改定が前倒しされることとなった。

個人所得税においては、前回の改定は2011年であり、8年ぶりに変更されることとなる。今回の改定においては、「納税者の定義の変更」「月単位から年度単位への変更」「税率表の改定」「追加控除項目の明確化」など、重要な改定となっている。そのため、駐在員・中国

人従業員ともに影響が生じることが見込まれており、納税額の変化を含め、改定の影響を正しく把握することが必要となる。

本レポートでは改定の内容とともに、改定により発生するであろう課題・問題を記述した。今後、追加の条例や通達が発表されると予測されるが、現時点での判断材料の参考資料としてご利用頂きたい。

(文責:上海納克名南企業管理咨询有限公司
副総経理 税理士 近藤 充)

目次

個人所得税制度改定の概要	3
新グロスアップ税率表	6
支給額別 減税額一覧 (年1回賞与)	7
支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式:賞与 夏季2ヶ月 冬季2ヶ月)	8
支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式:賞与 夏季0ヶ月 冬季4ヶ月)	9
2019年1月以降の個人所得税の計算方法	10
2019年1月以降の個人所得税の申告の流れ	11
今後求められる情報収集及び管理	13
年1回賞与についての特例計算	14
いきなり全世界所得課税になってしまうのか?	15
人件費が増大する?(グロスアップ計算、22年以降の住居費優遇措置の撤廃)	16
手取り契約社員の取り扱い	18
183日の定義 入国日と出国日の取り扱い	19
会社が源泉徴収によって納付する個人所得税の2%が手数料として支払われる?! 誰に? 増徴税の対象に?	20
日本に滞在する家族の扶養控除・教育控除は認められるか?	21
確定申告義務者は個人? 事業主? 年度途中に入社した従業員の確定申告	22
税と社会保険の一体徴収→外注単価が上がるかも?	23
中国の財政は大丈夫なの? 個人所得税税収、割合、所得の捕捉	24
子女教育費控除できる発票発行でサービス業は商売繁盛? 経理は大変に!	25

文書転送の許諾について

1. 本文書について自社及び親会社、顧問の弁護士事務所、会計事務所に対しご自由にご転送頂く事を許諾いたします。
2. またお知り合いの企業様に対して転送頂くことも許諾いたします。但し会計事務所、弁護士事務所、その他コンサルサービスを提供されている方が、出典を明記せず、顧客に対して本文書を転用する事は本許諾対象の範囲には含みません。
3. このレポートはNAC名南のお客様への情報提供サービスの一環であり、この情報のみで、給与額の決定・税務上の判断、意思決定を行う事は避けてください。弊社はこの情報内容に基づく意思決定に対して一切の責任を負いません。
4. 皆様から当問題に関し幅広く、疑問・質問をお受けしております (お問い合わせ先は、最終ページに記載)。

【発行人】上海納克名南企業管理咨询有限公司

〒200020 上海市茂名南路 205 号瑞金大厦 1307 号室 TEL:(86-21)5466-9595 FAX:(86-21)5466-0500



【資料一覧】

【資料1】個人所得税法(2018 年第七回改定公布)	26
【資料2】連続年数6年居住の事例	32
【資料3】個人所得税法实施条例(国务院令第 707 号)	33
【資料4】個人所得税追加控除項目暫定弁法(国発[2018]41 号)	38
【資料5】自然人納税者識別番号の関連事項に関する公告(国家稅務總局公告 2018 年第 59 号)	43
【資料6】個人所得税追加控除項目操作弁法(試行)(国家稅務總局公告 2018 年第 60 号)	44
【資料7】個人所得税源泉徴収申告管理弁法(試行)(国家稅務總局公告 2018 年第 61 号)	49
【資料8】個人所得税自己納税申告の関連問題についての公告(国家稅務總局公告 2018 年第 62 号)	53
【資料9】個人所得税法改訂後の優遇政策の移行に関する問題についての通知(財稅[2018]164 号)	56
【お問い合わせ先一覧】	59

個人所得税制度改定の概要

今回の改定において、留意すべき事項は下記のとおり。

- 1) 納税者の定義の変更。
- 2) 月単位から年単位の納税に変更と基礎控除額の変更
- 3) 「総合所得」の導入
- 4) 税率表の改定
- 5) 控除項目に子女教育費、継続教育費、高額医療費、住宅ローン利息又は住宅賃料、高齢者扶養支出を明記。

1) 納税者の定義の変更

旧制度	申告の対象
中国国内に満1年居住する場合	中国国内所得・中国国外所得
中国国内の居住期間が1年未満の場合	中国国内所得

↓

新制度	申告の対象
一納税年度に累計183日以上居住する場合	中国国内所得・中国国外所得
一納税年度に累計183日未満の滞在	中国国内所得

2) 月単位から年単位の納税に変更と基礎控除額の変更

従来は、月単位の納税を基本とし、基礎控除及び税率表も月単位で設定されていた。今回の改定に伴い、基礎控除が年単位の「6万元」へ引き上げられるとともに、税率表も年単位へ変更された。

旧税率

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	1,500	3	0
2	1,500	～ 4,500	10	105
3	4,500	～ 9,000	20	555
4	9,000	～ 35,000	25	1,005
5	35,000	～ 55,000	30	2,755
6	55,000	～ 80,000	35	5,505
7	80,000	～	45	13,505

新税率

等級	年度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	36,000	3	0
2	36,000	～ 144,000	10	2,520
3	144,000	～ 300,000	20	16,920
4	300,000	～ 420,000	25	31,920
5	420,000	～ 660,000	30	52,920
6	660,000	～ 960,000	35	85,920
7	960,000	～	45	181,920

基礎控除6万元については、月単位では5,000元となる。従来は、中国人3,500元と外国籍個人4,800元の2通りとなっていたが、5,000元に引き上げ、統一される。

3) 「総合所得」の導入

従来は、所得ごとの税額計算が基本であったところ、「総合所得」という概念を導入し、累進課税の適用範囲を拡大した。

	旧	新
賃金・給与所得	3～45%の累進課税	総合所得 3～45%の累進課税
役員報酬所得	20%	
原稿料報酬所得	20%	
特許権使用料所得	20%	
経営所得	5～35%の累進課税	5～35%の累進課税
利息・株式配当・配当所得	20%	20%
財産賃貸所得	20%	20%
財産譲渡所得	20%	20%
一時所得	20%	20%

役員報酬所得に分類される「董事報酬」は、従来の20%課税から、賃金・給与所得同様、累進課税に変更される。

4) 税率表の改定

上記2)のとおり、税率表が年単位に変更された他、所得に対する税率も改定されている。下記の表は旧の税率表と年度単位の新たな税率表を月単位に変更して比較したものである。

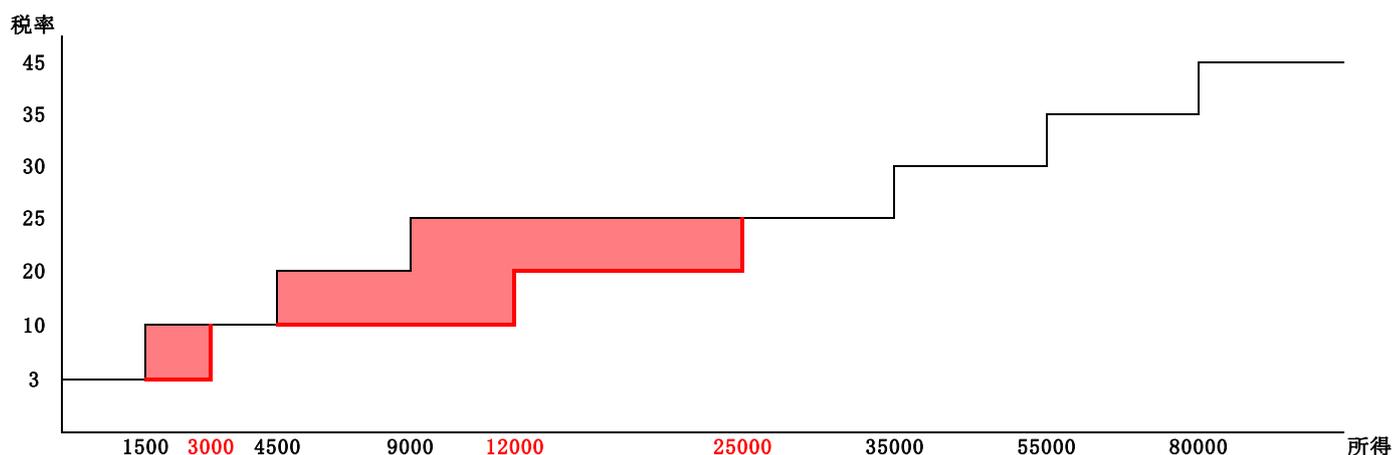
旧税率

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	1,500	3	0
2	1,500	～ 4,500	10	105
3	4,500	～ 9,000	20	555
4	9,000	～ 35,000	25	1,005
5	35,000	～ 55,000	30	2,755
6	55,000	～ 80,000	35	5,505
7	80,000	～	45	13,505

新税率(年度を12分割)

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	3,000	3	0
2	3,000	～ 12,000	10	210
3	12,000	～ 25,000	20	1,410
4	25,000	～ 35,000	25	2,660
5	35,000	～ 55,000	30	4,410
6	55,000	～ 80,000	35	7,160
7	80,000	～	45	15,160

上記のとおり、「3%適用の上限:1,500 元⇒3,000 元」「10%適用の上限:4,500 元⇒12,000 元」「20%適用の上限:9,000 元⇒25,000 元」へと変更されている。この改定を図示すると下記のとおり。



またこれに伴い、同じ 35,000 元の課税所得の場合、税率は 25%と変わらないが、速算控除額が、1,005 元→2,660 元へと 1,655 元減税となっている。その為、基礎控除拡大による減税に加え、税率の適用範囲変更による減税(速算控除額拡大に影響)と結果的に幅広い層にとって減税となっている。しかし、従来、年 1 回賞与の特例計算を利用していた場合、高額所得者においては、最終的に増税となる可能性がある。これについては、後述する。

5) 控除項目の追加

個人所得税法 第 6 条に所得から控除できる項目として、下記の 2 種類が規定されている。

特別控除項目	基本養老保険・基本医療保険・失業保険等の社会保険費と住宅積立金等
追加控除項目	子女教育費・継続教育費・高額医療費・住宅ローン利息又は住宅賃料・高齢者扶養支出等

追加控除項目の内容は下記のとおり。

項目	控除額	留意点
子女教育費	子女 1 人あたり 12,000 元 (毎月 1,000 元)	親は 50%控除 or どちらか 100%控除(※1)
継続教育費	4,800 元 (毎月 400 元) 上限 4 年	親⇒子女教育費 or 子⇒継続教育費 同時適用は不可。
高額医療費	一納税年度内に 15,000 元を超える個人負担 上限 80,000 元	本人が年度確定申告にて控除
住宅ローン利息	一軒目の住宅ローン 12,000 元 (毎月 1,000 元) 上限 20 年	二軒目以降は控除不可 原則として夫婦どちらかのみ控除(※1) 住宅賃料との同時適用は不可
住宅賃料	1) 賃借住宅が直轄市等 18,000 元 (毎月 1,500 元) 2) 戸籍人口 100 万人超の場合 13,200 元 (毎月 1,100 元) 3) 戸籍人口 100 万人以下の場合 9,600 元 (毎月 800 元)	▶ 夫婦が同一都市に居住の場合 ⇒夫婦どちらかのみ控除 ▶ 夫婦が同一都市に居住せず、双方が住居を所有しない場合 ⇒夫婦両方とも控除可能(※3) 住宅ローン利息との同時適用は不可
高齢者扶養支出	60 歳以上の被扶養者(※2)に対する 扶養費 24,000 元 (毎月 2,000 元)	一人っ子でない場合は、兄弟にて分担(※1) 分担の場合、一人当たりの控除額は 12,000 元(毎月 1,000 元)が上限。 2人以上の高齢者を扶養しても、控除額は増加しない。

(※1) 一納税年度内は変更不可

(※2) 被扶養者とは満 60 歳以上の父母を指し、子女が既に死亡した満 60 歳以上の祖父母・外祖父母を含む

(※3) 納税者の配偶者が納税者の主要勤務地にて住宅を所有する場合は、納税者は主要勤務地にて住宅を所有することと見なす

新グロスアップ計算税率表

個人所得税部分を会社負担とする、所謂、税額グロスアップ計算方式についても、税率表改定に伴い、税率、速算控除額が変化する為、表を掲載する。

グロスアップ計算式

① 月度税額

$$= \text{課税対象額(手取り)} - 5,000 \text{ 元} - \text{速算控除額} \div (1 - \text{税率}) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

② 年度度税額

$$= \text{課税対象額(手取り)} - 60,000 \text{ 元} - \text{速算控除額} \div (1 - \text{税率}) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

①グロスアップ税率表(月度)

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算 控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	2,910	3	0
2	2,910	～ 11,010	10	210
3	11,010	～ 21,410	20	1,410
4	21,410	～ 28,910	25	2,660
5	28,910	～ 42,910	30	4,410
6	42,910	～ 59,160	35	7,160
7	59,160	～ 0	45	15,160

②グロスアップ税率表(年度)

等級	年度個人課税所得額		税率 (%)	速算 控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	34,920	3	0
2	34,920	～ 132,120	10	2,520
3	132,120	～ 256,920	20	16,920
4	256,920	～ 346,920	25	31,920
5	346,920	～ 514,920	30	52,920
6	514,920	～ 709,920	35	85,920
7	709,920	～	45	181,920

支給額別 減税額一覧 (年1回賞与)

月額額面支給額及び年に1回1ヶ月分の賞与を支給するものとして、旧制度と新制度でそれぞれ税金計算を行った。旧制度においては、賞与は年1回賞与の特例計算を適用するものとして計算。

結果として、90,000元までの月額額面支給額であれば、中国人は減税となるも、外国籍個人の場合、85,000元前後から、増税となる。

月額 支給額(元)	賞与 1ヶ月	年間 支給額(元)	旧制度	旧制度	新制度	減税額	減税率	減税額	減税率
			中国人 年間税額	外国人 年間税額	共通 年間税額	(元) 中国人	(元) 外国人		
5,000	5,000	65,000	690	222	150	-540	-78%	-72	-32%
6,000	6,000	78,000	1,920	612	540	-1,380	-72%	-72	-12%
7,000	7,000	91,000	3,150	1,590	930	-2,220	-70%	-660	-42%
8,000	8,000	104,000	4,380	2,820	1,880	-2,500	-57%	-940	-33%
9,000	9,000	117,000	6,810	4,050	3,180	-3,630	-53%	-870	-21%
10,000	10,000	130,000	9,240	6,120	4,480	-4,760	-52%	-1,640	-27%
11,000	11,000	143,000	11,670	8,550	5,780	-5,890	-50%	-2,770	-32%
12,000	12,000	156,000	14,100	10,980	7,080	-7,020	-50%	-3,900	-36%
13,000	13,000	169,000	16,830	13,410	8,380	-8,450	-50%	-5,030	-38%
14,000	14,000	182,000	19,860	15,960	9,680	-10,180	-51%	-6,280	-39%
15,000	15,000	195,000	22,890	18,990	10,980	-11,910	-52%	-8,010	-42%
16,000	16,000	208,000	25,920	22,020	12,680	-13,240	-51%	-9,340	-42%
17,000	17,000	221,000	28,950	25,050	15,280	-13,670	-47%	-9,770	-39%
18,000	18,000	234,000	31,980	28,080	17,880	-14,100	-44%	-10,200	-36%
19,000	19,000	247,000	36,235	32,335	20,480	-15,755	-43%	-11,855	-37%
20,000	20,000	260,000	39,335	35,435	23,080	-16,255	-41%	-12,355	-35%
25,000	25,000	325,000	54,835	50,935	36,080	-18,755	-34%	-14,855	-29%
30,000	30,000	390,000	70,335	66,435	50,580	-19,755	-28%	-15,855	-24%
35,000	35,000	455,000	85,835	81,935	66,830	-19,005	-22%	-15,105	-18%
40,000	40,000	520,000	102,235	97,555	85,080	-17,155	-17%	-12,475	-13%
45,000	45,000	585,000	120,735	116,055	104,580	-16,155	-13%	-11,475	-10%
50,000	50,000	650,000	139,235	134,555	124,080	-15,155	-11%	-10,475	-8%
55,000	55,000	715,000	162,785	158,105	143,580	-19,205	-12%	-14,525	-9%
60,000	60,000	780,000	182,685	177,225	166,080	-16,605	-9%	-11,145	-6%
65,000	65,000	845,000	204,685	199,225	188,830	-15,855	-8%	-10,395	-5%
70,000	70,000	910,000	226,685	221,225	211,580	-15,105	-7%	-9,645	-4%
75,000	75,000	975,000	248,685	243,225	234,330	-14,355	-6%	-8,895	-4%
80,000	80,000	1,040,000	270,685	265,225	259,080	-11,605	-4%	-6,145	-2%
85,000	85,000	1,105,000	294,485	287,465	288,330	-6,155	-2%	865	0%
90,000	90,000	1,170,000	322,485	315,465	317,580	-4,905	-2%	2,115	1%

支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式 賞与 夏季2ヶ月 冬季2ヶ月)

日本人駐在員においては、税額グロスアップ計算方針を採用する企業が多く、年に2回賞与制を採る企業が多い。その為、月額手取り額及び夏季・冬季それぞれ2ヶ月分の賞与を支給するものとして、グロスアップ計算方式にて旧制度と新制度で税金計算を行った。旧制度においては、賞与の1回は年1回賞与の特例計算を適用するものとして計算。

月額手取り額が950,000円前後から増税となる。

月 手取り額(円)	額 年 手取り額(円)	間 旧制度 年間税額	新制度 年間税額	減税額 (元)	減税額 (円)	減税率
200,000	3,200,000	25,006	12,650	-12,356	-202,558	-49.4%
250,000	4,000,000	40,463	24,850	-15,613	-255,954	-38.6%
300,000	4,800,000	57,218	37,050	-20,168	-330,618	-35.2%
350,000	5,600,000	74,494	51,307	-23,187	-380,118	-31.1%
400,000	6,400,000	93,841	67,573	-26,268	-430,623	-28.0%
450,000	7,200,000	120,237	86,914	-33,322	-546,269	-27.7%
500,000	8,000,000	140,431	107,829	-32,603	-534,473	-23.2%
550,000	8,800,000	162,192	128,743	-33,449	-548,351	-20.6%
600,000	9,600,000	185,582	150,831	-34,751	-569,696	-18.7%
650,000	10,400,000	208,972	177,108	-31,864	-522,368	-15.2%
700,000	11,200,000	232,362	203,385	-28,977	-475,041	-12.5%
750,000	12,000,000	255,752	229,662	-26,090	-427,713	-10.2%
800,000	12,800,000	289,947	258,982	-30,965	-507,629	-10.7%
850,000	13,600,000	317,532	298,909	-18,623	-305,298	-5.9%
900,000	14,400,000	345,117	338,836	-6,281	-102,967	-1.8%
950,000	15,200,000	372,702	378,764	6,061	99,364	1.6%
1,000,000	16,000,000	400,288	418,691	18,403	301,695	4.6%
1,050,000	16,800,000	433,242	458,618	25,376	416,006	5.9%
1,100,000	17,600,000	470,212	498,545	28,334	464,491	6.0%
1,150,000	18,400,000	507,181	538,473	31,292	512,976	6.2%
1,200,000	19,200,000	544,151	578,400	34,249	561,461	6.3%
1,250,000	20,000,000	581,121	618,327	37,207	609,945	6.4%
1,300,000	20,800,000	618,090	658,255	40,164	658,430	6.5%

支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式 賞与 夏季0ヶ月 冬季4ヶ月)

月額額面支給額及び年1回で4ヶ月分の賞与を支給するものとして、旧制度と新制度でそれぞれ税金計算を行った。旧制度においては、賞与は年1回賞与の特例計算を適用するものとして計算。

月額額面支給額が700,000円前後から増税となる。前頁の年2回賞与の場合と比較した場合、旧制度において年1回賞与の特例計算の適用による税額圧縮効果が高いことが要因である。

月 手取り額(円)	額 年 手取り額(円)	間 旧制度 年間税額	新制度 年間税額	減税額 (元)	減税額 (円)	減税率
200,000	3,200,000	19,181	12,650	-6,531	-107,058	-34.0%
250,000	4,000,000	40,276	24,850	-15,426	-252,889	-38.3%
300,000	4,800,000	55,526	37,050	-18,476	-302,889	-33.3%
350,000	5,600,000	70,776	51,307	-19,470	-319,173	-27.5%
400,000	6,400,000	93,513	67,573	-25,940	-425,246	-27.7%
450,000	7,200,000	109,780	86,914	-22,866	-374,848	-20.8%
500,000	8,000,000	126,047	107,829	-18,218	-298,657	-14.5%
550,000	8,800,000	144,022	128,743	-15,279	-250,476	-10.6%
600,000	9,600,000	163,774	150,831	-12,944	-212,189	-7.9%
650,000	10,400,000	183,527	177,108	-6,419	-105,229	-3.5%
700,000	11,200,000	203,279	203,385	106	1,731	0.1%
750,000	12,000,000	223,031	229,662	6,630	108,690	3.0%
800,000	12,800,000	246,404	258,982	12,578	206,200	5.1%
850,000	13,600,000	270,178	298,909	28,731	471,002	10.6%
900,000	14,400,000	293,952	338,836	44,884	735,804	15.3%
950,000	15,200,000	317,727	378,764	61,037	1,000,606	19.2%
1,000,000	16,000,000	341,501	418,691	77,190	1,265,408	22.6%
1,050,000	16,800,000	371,133	458,618	87,485	1,434,188	23.6%
1,100,000	17,600,000	405,145	498,545	93,401	1,531,157	23.1%
1,150,000	18,400,000	439,157	538,473	99,316	1,628,127	22.6%
1,200,000	19,200,000	473,169	578,400	105,231	1,725,097	22.2%
1,250,000	20,000,000	507,181	618,327	111,146	1,822,067	21.9%
1,300,000	20,800,000	541,193	658,255	117,061	1,919,036	21.6%

2019年1月以降の個人所得税の計算方法

2019年12月21日に国家税務総局による「個人所得税法徴収申告管理弁法(試行)」が発表され、賃金・給与所得、役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得に対する個人所得税の毎月の計算方法について、規定されている。賃金・給与所得の計算は下記のとおり。

- 1) 居住者(住所を有する、又は住所を有しないが一納税年度内において中国国内に累計183日以上居住する個人)

$$\text{毎月の納税額} = (\text{累計課税所得額} \times \text{税率} - \text{速算控除額}) - \text{累計減免税額} - \text{当月までの累計納税額}$$

・累計課税所得額

累計収入-累計免税収入-累計控除費用-累計特別控除-累計追加控除-法により定められたその他控除の累計

※累計控除費用・・・毎月5,000元を1月から当月までの月数で乗じたもの

年度の毎月の納税額合計と、年度における納税すべき金額が不一致な場合は、翌年3月1日から6月30日までの間に、確定申告を行い、納税額の還付・追納を行う。

Point: 税率及び速算控除は年度単位(上記P.2 中段右側)

- 2) 非居住者(住所を有せず且つ居住しない、又は住所を有せず且つ一納税年度内において中国国内の滞在日数が183日未満の個人)

$$\text{毎月の納税額} = (\text{毎月収入額} - \text{控除費用}) \times \text{税率} - \text{速算控除}$$

Point: 税率及び速算控除は月単位(上記P.3 中段右側)

居住者は、あくまでも年度単位の税率表に基づいて計算することになるため、月が進むにつれて税率が高くなっていくこととなる。したがって、額面金額に変更が無ければ、年末に向けて、税率が上がるため、手取り額が減少していくこととなる。(下記表参照)

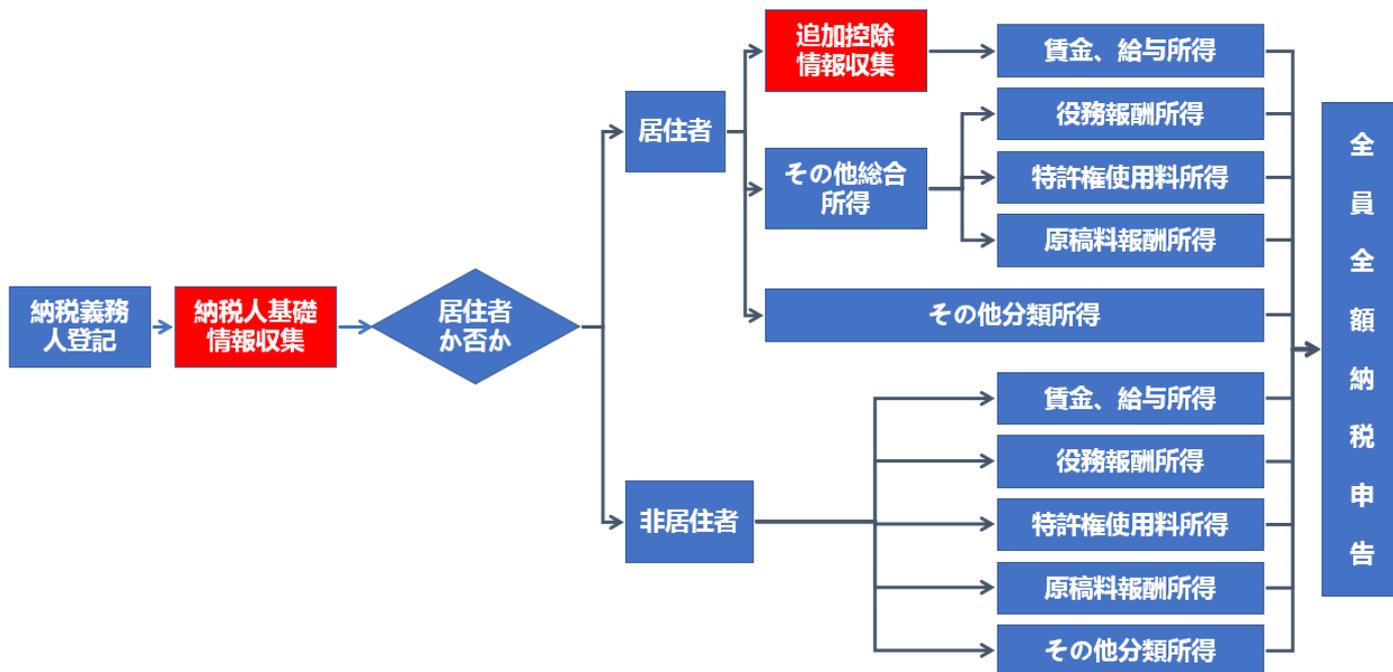
一方、非居住者は、旧個人所得税法の取扱と同様に、基本的に月単位で納税額が確定する。駐在開始した初年度においては非居住者として源泉徴収を行い、年度終了時点で居住者の条件を満たしている場合には、確定申告により居住者として再計算して差額の追加納付又は還付を受けることになった。

※居住者※《毎月25,000元の給与(賞与1ヶ月)の場合の手取給与の推移》

支給月	種別	給与賞与	累計	基礎控除	基礎控除 累計	累計課税 所得	税率	速算控除	個人所得税	累計納税額	手取給与	月度実効 税率
1月	給与	25,000	25,000	5,000	5,000	20,000	3%	0	600.00	600.00	24,400.00	2%
2月	給与	25,000	50,000	5,000	10,000	40,000	10%	2,520	880.00	1,480.00	24,120.00	4%
3月	給与	25,000	75,000	5,000	15,000	60,000	10%	2,520	2,000.00	3,480.00	23,000.00	8%
4月	給与	25,000	100,000	5,000	20,000	80,000	10%	2,520	2,000.00	5,480.00	23,000.00	8%
5月	給与	25,000	125,000	5,000	25,000	100,000	10%	2,520	2,000.00	7,480.00	23,000.00	8%
6月	給与	25,000	150,000	5,000	30,000	120,000	10%	2,520	2,000.00	9,480.00	23,000.00	8%
6月	賞与		150,000		30,000	120,000	10%	2,520	0.00	9,480.00	-	0%
7月	給与	25,000	175,000	5,000	35,000	140,000	10%	2,520	2,000.00	11,480.00	23,000.00	8%
8月	給与	25,000	200,000	5,000	40,000	160,000	20%	16,920	3,600.00	15,080.00	21,400.00	14%
9月	給与	25,000	225,000	5,000	45,000	180,000	20%	16,920	4,000.00	19,080.00	21,000.00	16%
10月	給与	25,000	250,000	5,000	50,000	200,000	20%	16,920	4,000.00	23,080.00	21,000.00	16%
11月	給与	25,000	275,000	5,000	55,000	220,000	20%	16,920	4,000.00	27,080.00	21,000.00	16%
12月	給与	25,000	300,000	5,000	60,000	240,000	20%	16,920	4,000.00	31,080.00	21,000.00	16%
12月	賞与	25,000	325,000		60,000	265,000	20%	16,920	5,000.00	36,080.00	20,000.00	20%
		325,000		60,000				累計	36,080		288,920.00	
								計算	36,080		288,920.00	

2019年1月以降の申告の流れ

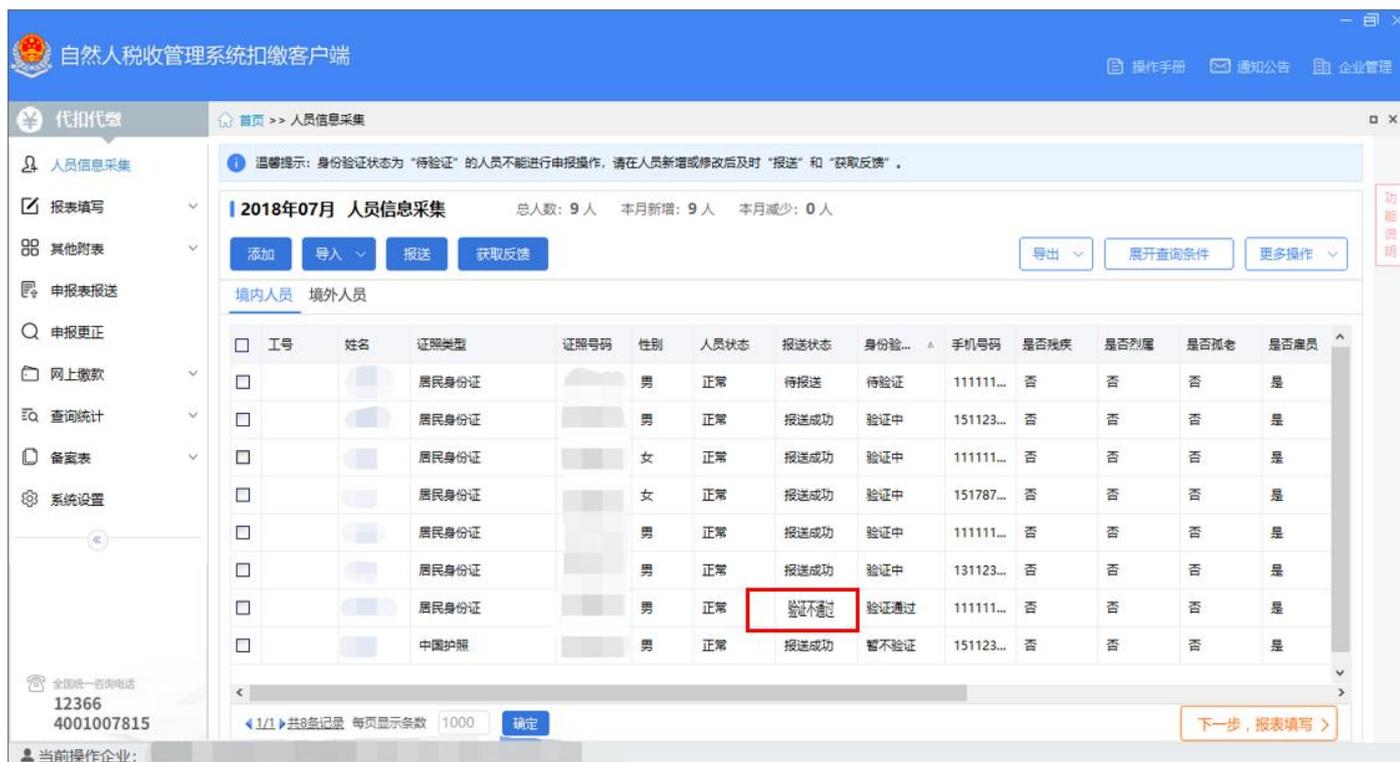
2019年1月以降の申告の流れは下記のイメージとなる。



(参照:「六項目追加控除と納税申告操作手引き」より)

1) 納税人基礎情報の収集

- ・自然人税収管理システムに、個人情報を入力する。

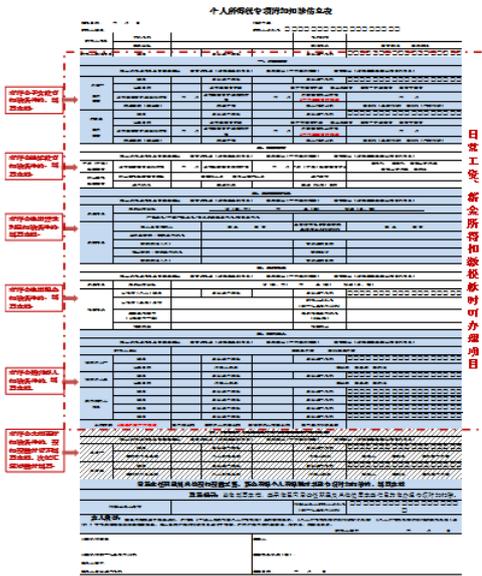


会社は、新入社員が発生した場合に、個人情報を収集し、登録を行う。

・追加控除の情報収集の方法

従業員から紙あるいは電子ファイルによる情報提供、あるいは従業員が納税管理システム「远程办税端」へHPあるいはアプリから直接アクセスして情報入力する。

例) 紙提出



例) 電子ファイル

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
*扣除年度	2019		*纳税人姓名								
*纳税人证件类型			*纳税人证件号码								
*手机号码			纳税人识别号								
联系地址			电子邮箱								
扣缴义务人名称(支付工资薪金的单位)			扣缴义务人纳税人识别号(统一社会信用代码)								
*配偶情况			配偶姓名								
配偶证件类型			配偶证件号码								
本人承诺: 我已仔细阅读填写说明, 并依据《中华人民共和国个人所得税法》及其实施条例、《个人所得税专项附加扣除暂行办法》、《个人所得税专项附加扣除操作办法(试行)》等相关法律法规规定填写。本人已就所填扣除信息进行了核实, 并对所填内容的真实性、准确性、完整性负责。											
日								纳税人签字:		年	月
日								扣缴义务人签字:		年	月
代理机构(人) 签章:					受理税务机关受理专用章:						
▶ 填写说明 首页 / 子女教育支出 / 住房租金支出 / 住房贷款利息支出 / 赡养老人支出 / 继续教育支出											

例) アプリ



1) 紙

従業員から、紙で情報の提出を受けた場合、会社は、納税システムへ情報の入力を行う。紙は保管しておく。

2) 電子ファイル

従業員から電子ファイルで情報の提出を受けた場合、会社は、納税システムへ情報の入力を行う。そして、印刷を行い、従業員のサインをもらい、会社の印鑑を押印して保管しておく。

3) 納税管理システム「远程办税端」への直接アクセス

従業員は納税管理システムへ直接アクセスして、情報の入力を行った場合、納税者の選択に基づいて、会社は関連情報の提供を受けることができる。

会社は、上記のように提出された追加控除項目の情報に基づき、毎月の納税額の計算を行い、全員全額の申告を行う。但し、高額医療費については、毎月の控除項目としては扱わない。

上記取扱が、2019年1月分(2月申告)からスタートする。そのため、年明け早々にも、従業員に追加控除の情報提供を指示する必要がある。なお、納税申告前に給与支給を行う、且つ額面金額で給与額を決めている場合は、追加控除項目によって支給金額が変更するため、より早い情報収集が求められる。

今後求められる情報収集及び管理

1) 就職時の情報収集

就職時に求められる、追加控除に関する必要情報は下記のとおり。

子女教育費	継続教育費	住宅ローン利息	住宅賃料	高齢者扶養支出
*子女氏名	現在の教育開始時期	住居住所	勤務している省	一人っ子か否か
身分証種類	(予定)現在の教育終了時期	借入人本人か否か	*勤務している都市	分担方式
身分証番号	教育段階	不動産情報	オーナー情報	本年度控除項目
生年月日		房屋証書種類	個人or組織	扶養人情報
国籍		房屋証書番号	オーナー氏名	氏名
現在の教育レベル		是婚姻前の借入か否か、 婚姻後は50%控除か否か	オーナー証明書類	身分証種類
現在の教育開始時期		借入情報	身分証番号	身分証番号
現在の教育終了時期		借入種類	住居地域	国籍
教育終了時期		借入銀行	賃借情報	関係
現在の滞在国		借入契約番号	賃借契約番号	生年月日
現在の学校		当初借入日	開始時期	
控除割合		借入期間	終了時期	

2) 勤務時の情報管理

上記1)の情報収集に基づき、毎月の個人所得税の計算の際に、高額医療費を除く追加控除項目を控除していくこととなる。原則的に年度単位での個人所得税計算となるため、従来の単月で完結していた税金計算から、累計での税額計算へと変更されることとなる。

したがって、過去の支給状況・控除状況を加味しながら税額計算を行うこととなるため、自社で税額計算を行っている企業にとっては、計算方式の変更への対応が不可欠となる。

当レポートとともに、税額計算モデルを作成したので、参考にされたい。

当月 前月	①給与計算		②社会保険		③基礎控除		④特別控除項目										⑤税額計算エリア					⑥当月 支給額					
	給与賞与総額		当月発生	累計			月単位					年単位					課税所得	税率	速算控除	年税額	前月 までの 納税額		当月 納税額	当月 までの 納税額			
	当月発生	累計	当月発生	累計	金額	累計	金額	累計	金額	累計	金額	累計	金額	累計	金額	累計											
姓名	元/月	元/月	元/月	元/月	元/月	元/月	元/月	元/月	元/月	元/月	元/月	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年	元/年		
①支給額ベース契約者																											
1	A	5,000.00	5,000	1,000	1,000	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	1,200	1,200	0	3,220	-4,220.00	3%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,000.00
2	B	7,500.00	7,500	1,500	1,500	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	1,200	1,200	0	3,220	-2,220.00	3%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,000.00	
3	C	10,000.00	10,000	2,000	2,000	5,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	1,200	1,200	0	3,220	-220.00	3%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8,000.00	

年1回賞与についての特例計算

従来、年1回賞与については、国税発[2005]第9号及び国家税務総局公告[2011]第28号に基づき、年1回賞与については、特例計算が認められていた。

国税発[2005]第9号 概要

- ・年度一括賞与の定義
年間の業績及び従業員の年間成績について査定を行い、年に一度一括して支給される賞与
- ・納税額の計算
同月に支給される給与とは別に、個別の1ヶ月の賃金・給与所得として申告・納税を行う。
1) 年度一括賞与を12ヶ月で按分し、計算結果にもとづき、税率・速算控除を確定させる。
2) 納税額 = 年度一括賞与 × 1)で確定した税率 - 1)で確定した速算控除
- ・一納税年度において、1回のみ適用可能
- ・年度一括賞与以外のその他賞与については、給与と合算して納税する。

国家税務総局公告[2011]第28号 概要

- ・税金を会社負担とする場合の税込課税所得の計算方法
1) 手取り年度一括賞与を12ヶ月で按分し、計算結果にもとづき、税率・速算控除を確定させる。
2) 課税所得 = (手取り年度一括賞与 - 1)で確定した速算控除) ÷ (1 - 1)で確定した税率
3) 課税所得を12ヶ月で按分し、計算結果にもとづき、税率・速算控除を確定させる。
4) 納税額 = 課税所得 × 3)で確定した税率 - 3)で確定した速算控除

上記のとおり、総額に対して12等分した金額に対して、税率算定が出来るため、特例計算を使用せず、給与に合算した通常計算と比較すれば、必ず減税となる。従来、複数回の賞与支給となっている現地法人においては、年間で最も高額となる賞与の際に、特例計算を行うというのが通常の取扱となっていた。

しかし、上記第9号において「個別の1ヶ月の賃金・給与所得として扱う」という前提であったが、今回の改定により、従来の月単位の計算から年度単位の計算に変更になったため、この特例計算も存続するかどうか不透明な状況といえる。

2018年12月17日に財政部・税務総局より「個人所得税法改訂後の優遇政策の移行に関する問題についての通知」財税[2018]164号が発表され、居住者については、年1回賞与について、2021年12月31日まで、総合所得に合算せず計算することを認めることが発表された。これにより、3年間の優遇計算の継続が認められたこととなる。総合所得に合算せず計算する優遇計算が継続されることで、年1回賞与の多寡によって、年間の個人所得税合計にも影響をする点に留意する。

計算例 年間報酬48万元(税込、追加控除なし)の場合

	(1)		(2)	(3)		(4)	(1)+(3)	(2)+(4)
	年間月額報酬	税率	税額	年1回賞与	税率	税額	年間総報酬	年間税額
賞与0	480,000	25%	73,080	0	0%	0	480,000	73,080
Case 1	360,000	20%	43,080	120,000	10%	11,790	480,000	54,870
Case 2	240,000	20%	19,080	240,000	20%	46,590	480,000	65,670

上記例においては、年間報酬48万元のうち、Case1:年1回賞与12万元、Case2:年1回賞与24万元で試算している。特例計算を適用しない場合、年間報酬48万元の場合、適用税率は、25%となる。特例計算を適用することで、Case1において、月額報酬の適用税率は20%、年1回賞与について適用税率は10%、Case2において、月額報酬の適用税率は20%、年1回賞与について適用税率は20%となるため、年間税額が減少する。結果、税率差のより大きいCase1において、年間税額で約25%減少することとなる。個人所得税の減税を考慮して年1回賞与を調整する場合、支払い時期、途中退社の取扱を含めて検討することが必要となる。

いきなり全世界所得課税になってしまうのか？

従来は、中国国内と国外から所得する所得の申告・納税(全世界所得課税)については、外国籍個人については、満一年居住することが要件となっていた。(旧法第1条)これが、「183日以上」に変更された。(第1条)条文だけから解釈すれば、183日以上、中国に滞在すれば、全世界所得課税を余儀なくされることとなる。

この全世界所得課税については、従来は個人所得税法実施条例及び財税[1995]98号にて、「満1年」を定義した上で、「満1年」の連続居住が5年以下の場合は、中国国内源泉所得のみの申告が認められてきた。(【資料3】満5年居住の事例 p26)

旧個人所得税法実施条例

個人所得税法実施条例 [国務院令第142号]

- 第3条 税法第1条第一項でいう国内に満一年居住するとは、1納税年度中に中国国内に365日居住することを指す。一時的に出国する場合は、その日数は差し引かない。前項でいう一時的な出国とは、1納税年度中における1回30日を越えないものまたは複数回の累計が90日を超えない出国を指す。
- 第6条 中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人は、その者の中国国外を源泉とする所得については、主管税務機関の許可を受けた上で、中国国内の会社、企業及びその他の経済組織または個人が支払う部分についてのみ個人所得税を納税することができる。5年を超えて居住する個人は、6年目からその者の中国国外を源泉とする全所得について個人所得税を納付しなければならない。
- 第7条 中国国内に住所を有しないが1納税年度中に中国国内で連続してまたは累計して90日を超えずに居住する個人は、その者の中国国内を源泉とする所得について、国外の雇用主が支払うもので且つ当該雇用主の中国国内における機構・場所が負担するものではない部分について、個人所得税の納付を免除する。
- 第46条 税法及び本条例でいう納税年度は、太陽暦1月1日から12月31日までとする。

財政部 国家税務総局通知 (財税[1995]98号)「中国で住所を有しない個人が中国滞在満5年問題をどのように計算するか」

1. 5年期限の具体的計算

「中国国内居住満5年の個人」とは中国国内に連続居住満5年の個人を指す。
即ち、連続5年間の各納税年度、それぞれ満一年居住している個人を指す。

2. 中国居住満5年以後の納税義務の確定

中国国内居住満5年後の個人は、第6年度から始まる以後の各年度中
国内居住満一年の場合には国内及び国外にて得られた所得を申告しなければならない。
国内居住満一年でない場合には、国内にて得られた所得を申告しなければならない。

第6年度以後の納税年度内において、中国国内居住が90日未満となった場合には、《中華人民共和国個人所得税法》第7条の規定に基づいて納税義務が生じる。又、再度、中国居住満一年度から、5年期限を新しく計算する。

これに対して、新個人所得税法実施条例の関連規定は下記のとおりとなっている。

第4条	中国国内において住所の無い個人が、中国国内において累計居住日数が満183日で、連続年数が6年未満の場合は、所轄税務局への備案登記を経て、中国国外において生じた、且つ国外企業又は個人より支給される所得に対しては個人所得税を免除する。中国国内において累計居住日数が満183日であり、いずれの年度においても一回の出国日数が30日を超える場合は、中国国内累計居住日数満183日の年度の連続年数を新たに計算する。
第5条	中国国内において住所の無い個人が1納税年度内において中国国内の居住累計日数が90日を超えない場合、中国国内の所得が国外雇用主より支給され、且つ当該雇用主の中国国内の機構・場所が負担しない分に対しては、個人所得税を免除する。

結論として、上記のとおり、新個人所得税法実施条例第4条において、183日を超え連続6年未満の場合には、中国国外源泉所得について、中国国内で支払われるものを除き、中国での申告・納税は回避できることとなった。従前同様、連続居住5年未満の場合については、全世界所得課税の申告は回避できることとなった。

但し、旧個人所得税法実施条例第3条が廃止されたことに伴い、従前は、「1回30日を超える期間出国している」あるいは「年間累計90日を超える期間出国している」ことで、連続居住のカウントがストップされていたところ、今後は出国につき年間累計90日カウントが認められないこととなる。

人件費が増大する？(グロスアップ計算、22年以降の住居費優遇措置の撤廃)

1) グロスアップ計算の影響

税額グロスアップ計算を採用している場合、今後毎月人件費が増加していくことに留意する。上記P. 9のとおり、2019年1月以降において、居住者の申告は毎月「年度税率表」(上記P.2 中段右側)に基づいて行う。そのため、年間累計所得が低い年初は適用税率が低く、年間累計所得が高い年末は適用税率が高いこととなるため、個人所得税は年末に向けて増加していくこととなる。手取り給与と個人所得税を合算した単月人件費の計算例は下記のとおり。

計算例) 月額報酬手取り1万元の場合 ⇒ 1月:10,155元、12月:11,111元(※賞与除く)(1月比9.4%増)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
支給月	種別	給与賞与	累計	基礎控除	基礎控除累計	累計課税所得	税率	速算控除	個人所得税	単月人件費(③+⑩)
1~6月	給与	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000	3%	0	155	10,155
6月	賞与	10,000	70,000		30,000	40,000	10%	2,520	717	10,717
7~12月	給与	10,000	80,000	5,000	35,000	45,000	10%	2,520	556	10,556
12月	賞与	10,000	140,000		60,000	80,000	10%	2,520	1,111	11,111
		140,000		60,000				累計	6,089	146,089

計算例) 月額報酬手取り4万元の場合 ⇒ 1月:41,089元、12月:55,000元(※賞与除く)(1月比39%増)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
支給月	種別	給与賞与	累計	基礎控除	基礎控除累計	累計課税所得	税率	速算控除	個人所得税	単月人件費(③+⑩)
1月	給与	40,000	40,000	5,000	5,000	35,000	10%	2,520	1,089	41,089
2・3月	給与	40,000	80,000	5,000	10,000	70,000	10%	2,520	3,889	43,889
4月	給与	40,000	160,000	5,000	20,000	140,000	20%	16,920	4,983	44,983
5・6月	給与	40,000	200,000	5,000	25,000	175,000	20%	16,920	8,750	48,750
6月	賞与	40,000	280,000		30,000	250,000	20%	16,920	10,000	50,000
7月	給与	40,000	320,000	5,000	35,000	285,000	25%	31,920	11,090	51,090
8月	給与	40,000	360,000	5,000	40,000	320,000	25%	31,920	11,667	51,667
9月	給与	40,000	400,000	5,000	45,000	355,000	30%	52,920	12,436	52,436
10~12月	給与	40,000	440,000	5,000	50,000	390,000	30%	52,920	15,000	55,000
12月	賞与	40,000	560,000		60,000	500,000	30%	52,920	17,143	57,143
		560,000		60,000				累計	138,686	698,686

上記のとおり、給与の支給額が多いほど、年初と年末で税率差が大きくなり、結果、個人所得税も増加することとなる。そのため年間予算の策定時に個人所得税の増加に起因する人件費の増加を留意した計画策定が望ましい。そのため、予算策定時には、年間報酬見込み、年一賞与の適用、手取り保証の中国人従業員における追加控除の有無を考慮した、個人所得税の試算が必要不可欠となる。

2) 住居費の優遇措置

現在、外国籍従業員については、『財政部、国家税務総局による個人所得税の若干の政策問題に関する通知』(財税[1994]20号)、『国家税務総局による外国籍個人が取得する関連補助金に係る個人所得税の徴収・免除の執行問題に関する通知』(国税発[1997]54号)及び『財政部、国家税務総局による外国籍個人が取得する香港・マカオ地区の住宅手当等に係る個人所得税の徴収・免除に関する通知』(財税[2004]29号)の規定に従い、住宅手当、語学訓練費、子女教育費等の手当・補助金の免税優遇措置を受けることができる。

しかし、上記P. 12にある「個人所得税法改訂後の優遇政策の移行に関する問題についての通知」財税[2018]164号において、居住者個人の条件を満たした場合には、この優遇措置を2021年まで継続し、今回新設された追加控除との選択適用する一方、2022年以降は追加控除への一本化が盛り込まれた。

そこで、月額家賃により、個人所得税がどれだけ増加するかを試算したのが下記のとおり。

【前提条件】

- ① 「年俸」は、家賃を含まない、額面金額。
- ② 「個人所得税」は、家賃を含まず、年俸に対する個人所得税額

①	②	月額家賃別 月額増税額				
		③	④	⑤	⑥	⑦
年俸	個人所得税 (年額)	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
400,000	53,080	1,250	2,667	4,167	5,667	7,167
460,000	68,080	1,417	2,917	4,417	5,917	7,583
520,000	85,080	1,500	3,000	4,500	6,167	7,917
580,000	103,080	1,500	3,000	4,667	6,417	8,167
640,000	121,080	1,500	3,167	4,917	6,667	8,417
700,000	139,080	1,667	3,417	5,167	6,917	8,667
760,000	159,080	1,750	3,500	5,250	7,000	9,083
820,000	180,080	1,750	3,500	5,250	7,333	9,583
880,000	201,080	1,750	3,500	5,583	7,833	10,083
940,000	222,080	1,750	3,833	6,083	8,333	10,583
1,000,000	243,080	2,083	4,333	6,583	8,833	11,083
1,060,000	268,080	2,250	4,500	6,750	9,000	11,250
1,120,000	295,080	2,250	4,500	6,750	9,000	11,250
1,180,000	322,080	2,250	4,500	6,750	9,000	11,250
1,240,000	349,080	2,250	4,500	6,750	9,000	11,250

例えば、年俸70万元、月額家賃2万元の場合、2021年までは、個人所得税は約14万元であるが、2022年以降は、追加控除を考慮しない場合、月額家賃に対する月額増税額が6,917元となる。年間増税額は8.3万元となり、約60%の増税となってしまう。追加控除は最大でも家賃に対して月額1,500元であるため、上記増税分の大半は実現してしまうこととなる。

手取り契約社員の取り扱い

現地法人と中国人社員との労働契約において、「手取り契約」(手取り支給額を確定させ、税金及び社会保険の個人負担分は会社負担)としているケースが多いところ、今回の改定により、変更を検討する機会となると思われる。

理由として、今回の改定により、個人所得税は減税になるケースが多いと思われるが、「手取り契約」の場合、そのメリットは、会社が負担している税金及び社会保険の減少という形で現れることになり、中国人社員には影響しないこととなる。

しかし、このような税制改定があった場合、中国人社員からは、「コストが下った分を反映してほしい」との要望が届く可能性が高く、対応によっては、中国人社員の不満が生じることになる。

さらに、教育費・住宅賃料・高額医療費等の追加控除項目が今後発生し、税額が減少する場合も想定され、都度の対応が求められることとなる。

従来より、「手取り契約」については、人件費総額がわかりづらいという側面もあり、この機会に「額面契約」(額面支給額を確定させ、税金及び社会保険の個人負担分は個人負担)への切り替えを検討すべきである。「額面契約」へ変更することで、人件費総額が明確になる一方、中国人社員においても、税率表の改定による減税及び追加控除項目の発生による減税のメリットを享受できることになり、双方に納得感のある対応になるものと思われる。

「手取り契約」から「額面契約」に変更する場合、下記①・②・③のうち、どの時期の額面金額に合わせるのか、あわせて検討することとなる。

考え方として、従来から手取り契約の場合、追加控除項目による減税は従業員に帰属するものと考えれば、②の額面金額をベースとして額面金額を設定することを推奨する。

○ある夫婦の場合

宋さん	李さん
条件	条件
一人っ子 両親が60歳以上 李さんとの間に子どもが1人 小学校に入学 マイホーム有ローン返済 月給8,000元(社保控除後)	一人っ子 両親が60歳以上 宋さんとの間に子供が1人 小学校に入学 マイホーム有ローン返済 月給15,000元(社保控除後)
特別附加控除 扶養控除2000	特別附加控除 扶養控除2000 子女教育費1000(相談後) ローン利息1000(相談後)

2018年10月1日前	宋さん(8000-3500) × 10% - 105 = 345	李さん(15000-3500) × 25% - 1005 = 1870	①2215
2018年10月1日以降	宋さん(8000-5000) × 3% = 90	李さん(15000-5000) × 10% - 210 = 790	②880
2019年1月1日以降	宋さん(8000-5000-2000) × 3% = 30	李さん(15000-5000-4000) × 10% - 210 = 390	③420

世帯で1,795の減税!

183日の定義 入国日と出国日の取り扱い

今回の改定により、納税者の基準として、従来の「満一年」という基準に代え、「183日」という基準が導入されているが、具体的にどのように考えるのか。

個人所得税 第1条

中国国内に住所を有するか、又は住所を有せず一納税年度内において中国国内に累計183日以上居住する個人は居住者個人という。(中略)

納税年度は公歴1月1日から12月31日までである。

⇒ 暦年単位で日数カウントを行う。

国税発[2004]第97号 概要

・納税義務を判定する中国国内の滞在日数の計算

実際の滞在日数をもって計算する。入国、出国、1日で入出国あるいは複数出入りした場合は、実際の滞在日数を1日とする。

⇒ 入国日と出国日が別の日であれば、それぞれ1日としてカウントし、1日で入国・出国した場合は1日としてカウントする。

会社が源泉徴収によって納付する個人所得税の2%が手数料として支払われる?! 誰に? 増値税の対象に?

個人所得税法 第17条に「源泉徴収義務者に対し、源泉徴収した税金の2%を手数料として支払う。」という規定がある。旧個人所得税法 第11条にも同様の規定があり、今回の改定点ではない。ただし、従来から誤解を生んでいるケースもあるため、今回取り上げることとする。

その誤解とは、この法人に支払われる手数料を「実際に納税手続きをしている財務担当に支払われるものである。」という解釈である。新規で設立した現地法人ではなく、進出後10年以上経過している現地法人、かつ財務担当がずっと同一人物で対応されているような状況に多い。この場合、手数料が税務局から支払われた後、財務担当に同額が支払われていることがある。

この手数料は、あくまでも、源泉徴収義務者である現地法人に対して支払われるものであり、財務担当個人に支払われるものではない。そのため、財務担当への支払い義務はない。

以前の取扱いでは、この手数料は現地法人に支払われた際、「銀行預金/その他未払金 ●●元」と会計処理が行われ、収入計上は求められていなかった。一方で、当該金額を払い出ししない場合、負債勘定に計上されたままであったため、払い出しを行い、負債勘定を消しこんでいたケースが多い。

しかし、現在では、「銀行預金/営業外収入 ●●元」と会計処理が行われ、収入計上され、企業所得税の課税対象となっている。さらには、今後は増値税の課税対象となることも予想されている。そのため、依然、財務担当に支払われているようなケースは、対応を再考すべきと考える。

日本に滞在する家族の教育控除・扶養控除は認められるか？

個人所得税法 第6条に規定される追加控除項目として規定された「子女教育費」「高齢者扶養支出」について、駐在員の申告において、日本に滞在する家族の教育控除・扶養控除の適用を考えてみる。

■教育費控除

具体的な要件として予想されるのが、

「中国国内において支払われ、かつ、適正な発票を取得していること」

という要件である。

中国においては、近年における「反腐敗運動」において、不正な収入の捕捉を強化している。その一環として脱税行為につながりやすい行為について、支払側に適正な発票の取得により控除というメリットを与え、受取側に発票の発行による収入の捕捉をさせることは十分考えられる。そのため、「国内支払い」「発票取得」という要件が付けられる可能性は高いものと考えられる。

■扶養控除

昨今は、単身赴任で中国に赴任する駐在員も多く、扶養関係をどのように証明するのか注目される。未だ詳細が明らかになっていないが、下記①-④の対応となる事が予想される。

- ① 身分証で管理・把握できる中国人のみが対象。
- ② 外国人の扶養者については、中国滞在(ビザ取得者)のみ扶養認定。
- ③ 外国人の中国外居住扶養者については、戸籍謄本など証明書により扶養認定。
- ④ 外国人の中国外居住扶養者については、自己申請により扶養認定し、サンプル調査が実施される。

上記について、個人所得税追加控除暫定弁法(意見稿)には、「条件を満たす場合は適用可能。ただし、従来の免税優遇対策も控除することも可能で、今回の追加控除項目と同時適用は不可」との規定が見られたが、今回発表された暫定弁法には当該規定が削除されている。

その上で、個人所得税法改訂後上記P.12にある「個人所得税法改訂後の優遇政策の移行に関する問題についての通知」財税[2018]164号において、2012年12月31日までは、住宅手当、語学訓練費、子女教育費等の手当・補助金の免税優遇措置を受けることができ、2022年以降は従来の免税優遇措置は受けることが出来ないことが明確となった。

子女教育費については、暫定弁法 第7条に「納税人の子女が中国国外で教育を受ける場合、納税人は国外の学校の通知書、留学ビザ等の関連証明資料を保管することが必要」とされているため、適用を受ける可能性は残っている。

一方、扶養控除については、扶養者が国外に居ることを想定した規定は設けられていない。

確定申告義務者は個人？事業主？ 年度途中に入社した従業員の確定申告

これまで、中国の個人所得税は月単位で納税額を確定し、年間所得12万元以上の納税人のみ、確定申告が義務付けられていた。この制度が2019年より暦年単位で個人所得税額を計算する方式に変更される事となり、全従業員に確定申告が義務付けられる。この場合、確定申告を行うのは毎月源泉徴収を行っている事業主となるのか？あるいは各個人となるのか？

これまでの延長で考えれば、各従業員の確定申告を行うのは、毎月源泉徴収・申告・納税を行っている事業者になると思われる。その場合、年度の途中に入社した従業員の確定申告はどのように行う事になるのか？少なくとも、転職前の職場での源泉徴収票を取得して転職後の職場で、年度確定申告に利用する事になるだろう。仮に転職後の職場で、年度確定申告の際に、転職前の職場に提出した、控除発票も添付しなければならない場合、相当の混乱が予想される。

また中途入社社員の、前職での退職の仕方によっては、速やかに源泉徴収票が発行されない可能性もあり、また企業が発行する源泉徴収票が必ずしも真実ではない可能性もある。

中国の企業における、増値税の申告環境においては、売主買主双方の納税人情報が発票に記載され、申告企業と紐付けが行われている。これらのシステムを勘案すると、個人所得税においても、住宅家賃や子女教育費などの控除対象発票発行の際に、身分証などの情報を記載し、個人単位で申告画面上に名寄せされた、控除対象発票情報を確認する事で、個人、企業の事務負担を増加させない、電子化された申告システムとなる事が望まれる。

税と社会保険の一体徴収→外注単価が上がるかも？

今回の個人所得税の改定とは直接関係しないが、社会保険は2019年1月1日から、税務局が徴収することとなっている。この影響を予想してみる。

税務局が個人所得税と社会保険の一体徴収をすることで、個人所得税の申告と社会保険の申告において、給与の一致が求められることになる。従来、企業にとっては、社会保険コストを減少させたいという思惑と従業員にとっては、手取りを増やしたいという思惑から、社会保険の申告において、残業代・賞与等を含めていないという対応が中国内資企業において散見される。

税務局が徴収主体となり、このような調整が露見することが想定されるため、2019年以降、今までそのような調整を行っていた企業においては、社会保険を含めたコストが増加することになる。

このように考えれば、外注先の企業がコスト分を取引価格に上乗せしてくることは予想され、自社の調達単価が上昇することも予測しておく必要があるものと思われる。

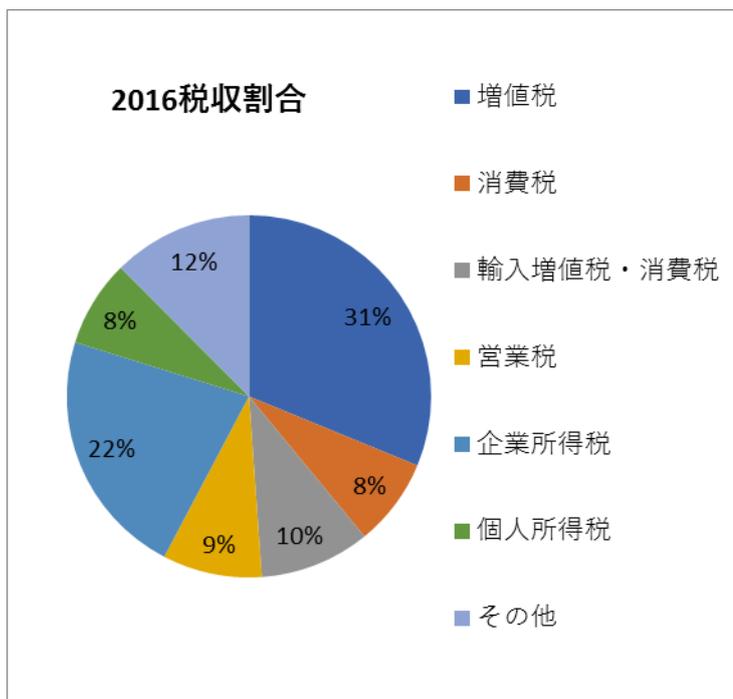
■《国税地税征管体制改革方案》

http://www.gov.cn/xinwen/2018-07/20/content_5308075.htm

中国の財政は大丈夫なの？ 個人所得税税収、割合、所得の捕捉

中国のここ10年間の税収推移及び2017年の税収割合は下記のとおり。

中国統計年鑑(2008～2017年版より 単位:億元)



中国統計年鑑(2017年版より)

この10年間において、税収総額は3倍超となっている。個人所得税も2007年3,185.58億元から2016年10,088.98億元と3.16倍に伸びている。一方で、2016年の税収割合では約8%にとどまるため、今回の改定により減税効果が働き、個人所得税の税収が減少したとしても税収総額に与える影響は軽微だといえる。

一方で、現在の申告システムにおいては、中国人は身分証番号、外国人はパスポート番号にてデータ管理されており、名寄せが可能である。そのため、複数箇所から収入がある場合などの捕捉は容易である上、上述したように控除するために発票の発行を強制することで収入の捕捉は強化されることになると思われる。

子女教育費控除できる発票発行でサービス業は商売繁盛？ 経理は大変に！

① 子女教育費控除できる発票の名目がどのような内容であれば、控除が認められるかも注目される。厳格な運用がされると考えれば、認可された幼稚園、学校に限定される可能性が高い。しかし、これでは子供の家庭教師、習い事などは依然、サービス受益者が発票の発行を求める事はなくサービス提供者の所得補足が進まない結果を招く事となる。仮に、所得の補足、税収の拡大を目的に幅広い事業者に、子女教育費控除ができる発票の発行名目を認可する事になれば、子女教育費控除できる発票発行事業者と、できない事業者では、サービス受益者から控除できる発票事業者が選択される要素となり得る。

この為、サービス提供者は、子女教育費控除できる発票名目の取得がビジネスチャンスになる可能性がある。

② 一方、幅広い範囲で、子女教育費控除ができる発票発行が認められた場合、毎月、各従業員から散発的に発票の提出がなされ、個人所得税申告において控除処理を行う事は、経理業務の増加と混乱を招く。改定個人所得税法、第11条では「居住者個人が源泉徴収義務者に特別・追加控除情報を提出する場合、源泉徴収義務者は毎月の税金予納時には規定通りに控除しなければならず、拒否することはできない。」との規定があるが、実質的には年間課税所得に対し、課税がなされる新制度においては、毎月控除を行う場合と年に1回まとめて控除を行う場合では、納税額に差異はなく、従業員の同意を得た上で、運用上、年に1回まとめて控除する社内ルールを作る事は、経理業務の負担軽減に寄与する。

③ しかし、企業所得税の予定納税、確定申告などの現場において、中国税務局は還付を極端に嫌がる傾向にあり企業所得税計算上、還付が発生した場合でも、税務局が「還付はせず、翌年度以降に発生した税金から差し引きます。」と強行に主張するケースが多い。こうした税務局の体質を考えると、②のような年に1回まとめて控除額を計算し、還付が発生する運用は嫌がられ、企業所得税同様、「翌年度の個人所得税から差し引きます。」という対応をされる可能性がある。

④ 子女教育費名目の発票発行について厳格な運用(認可された幼稚園・学校のみ可)がなされるのか？ 緩和的な運用(幅広いサービス事業者が発行が認められる)がなされるのか？ 中国の長期的な課題は少子高齢化社会でありこのままでは、日本と同様、若年労働世代が高齢者の社会保険を負担する実質的な賦課方式では、いずれ財政が破綻する。この為、中国では一人っ子政策を廃止し、第二子の出生を許可したが、出生数は政府の目標に届いておらず、いずれ第三子以降の出生も許可、実質管理しないという制度に移行すると見られている。そもそも、若年夫婦にとっては、自身の4人の父母と子供を支える事が経済的な負担となっており、第二子を出産する事が躊躇われている。これを緩和する為に追加控除項目として、子女教育費・継続教育費・高齢者扶養支出等が認められる事となったと考えると、子女教育費名目の発票発行については、緩和的な運用がなされるのではないかと予測される。

【資料1】

最新:個人所得税法(2018年第七回改定公布)

中華人民共和國個人所得稅法
中華人民共和國主席令
第九號

《全國人民代表大會常務委員會〈中華人民共和國個人所得稅法〉改定の決定について》は中華人民共和國第十三期全國人民代表大會常務委員會第五回會議にて2018年8月31日に審議通過した。ここに公布し、2019年1月1日より施行する。

中華人民共和國主席 習近平
2018年8月31日

中華人民共和國個人所得稅法(全文)

(1980年9月10日第五期全國人民代表大會第3回會議において審議通過。1993年10月31日第八期全國人民代表大會常務委員會第4回會議において『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定にて初回改定。1999年8月30日第九期全國人民代表大會常務委員會第11回會議において『中華人民共和國個人所得稅法』の改定に決定にて第2回改定。2005年10月27日第十期全國人民代表大會常務委員會第十八回會議において『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定にて第3回改定。2007年6月29日第十期全國人民代表大會常務委員會第二十八回會議において『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定にて第4回修正。2007年12月29日第十期全國人民代表大會常務委員會第31回會議において『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定にて第5回改定。2011年6月30日第十一期全國人民代表大會常務委員會第21回會議において『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定にて第6回改定。2018年8月31日第十三期全國人民代表大會常務委員會第5回會議において『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定にて第7回改定。

第一條

中国国内において住所を有する、又は住所を有しないが一納税年度内において中国国内に累計183日以上居住する個人は居住者個人という。居住者個人が中国国内及び国外より取得した所得は本法に基づき個人所得税を納付する。

中国国内において住所を有せず且つ居住しない、又は住所を有せず且つ一納税年度内において中国国内に滞在する日数が累計183日未満の個人は非居住者個人という。非居住者個人が中国国内より取得した所得は本法に基づき個人所得税を納付する。

納税年度は公歴1月1日から12月31日までである。

第二條

下記の各個人所得は、個人所得税を納付しなければならない。

- (一) 賃金・給与所得
- (二) 労務報酬所得
- (三) 原稿料報酬所得

(四)ライセンス使用料所得

(五)経営所得(財税注解:個人の企業事業単位に対する請負・借受事業所得及び自営業者所得を含む)

(六)受取利息・配当金・特別配当金所得

(七)資産賃貸所得

(八)資産譲渡所得

(九)一時所得

居住者個人が上記(一)～(四)の所得(以下「総合所得」という)を取得した場合、一納税年度を単位とし個人所得税を計算する。非居住者個人が上記(一)～(四)の所得を取得した場合は、月又は回数を単位として個人所得税を計算する。納税者が上記(五)～(九)の所得を取得した場合は本法に基づき個別に個人所得税を計算する。

第三条

個人所得税の税率

(一)総合所得は3%～45%の超過累進税率を適用する(税率表は末尾に添付)

(二)経営所得は5%～35%の超過累進税率を適用する(税率表は末尾に添付)

(三)受取利息・配当金・特別配当金所得、資産賃貸所得、資産譲渡所得及び一時所得は比例税率を適用し、その税率は20%である。

第四条

下記の各個人所得は個人所得税を免除する。

(一)省級人民政府・国務院部委及び中国人民解放軍以上の単位・及び外国組織、国際組織より支給された科学・教育・技術・文化・衛生・体育・環境保護等方面の賞金

(二)国債及び国家が発行した金融債券利息

(三)国家の一律規定に基づき支給した手当・補助金

(四)福利費・弔慰金・援助金

(五)保険賠償金

(六)軍人の転職金・復員金・退役金

(七)国家の一律規定に基づき幹部・職員に支給した支度金・退職金・基本養老金又は定年金・定年補助金

(八)関連法律の規定に基づき免税すべきである各国の駐中国大使館・領事館の外交代表・領事館官僚及びその他の者の所得

(九)中国政府が参加した国際公約、締結した協議において規定された免税所得

(十)国務院が規定するその他免税所得

上記(十)の免税規定は国務院より全国人民代表大会常務委員会へ届出される。

第五条

以下の状況のいずれか一つに該当する場合、個人所得税を減額することが可能である。具体的な範囲と期限は省・自治区・直轄市の人民政府の規定により、同等の人民代表大会常務委員会への届出が必要である。

一、身体障害者・子女のない高齢者・烈士遺族の所得

二、自然災害により重大な損失を受けた場合

国務院は他の減税を規定することが可能であるが、全国人民代表大会常務委員会への届出が必要である。

第六条

課税所得の計算

- (一) 居住者個人の総合所得は、一納税年度の収入額から6万円の基礎控除及び特別控除項目・追加控除項目と法により確定したその他の控除を減算した残高を課税所得とする。
- (二) 非居住者個人の賃金・給与所得は、毎月の収入額から5,000円の費用を控除した残高を課税所得とする。労務報酬所得・原稿料報酬所得・ライセンス使用料所得は毎回の収入額を課税所得とする。
- (三) 経営所得は、一納税年度の収入額から原価・費用及び損失を控除した後の残高を課税所得とする。
- (四) 資産賃貸所得は、毎回の収入が4,000円未満の場合、費用800円を控除する。4,000円以上の場合、費用として20%を減額した後の残高を課税所得とする。
- (五) 資産譲渡所得は、資産譲渡による収入額より資産取得価額と合理的な費用を控除した後の残高を課税所得とする。
- (六) 受取利息・配当金・特別配当金所得、一時所得及びその他の所得は、毎回の収入額を課税所得とする。労務報酬所得、原稿料報酬所得、ライセンス使用料所得は費用として20%を減額した後の残高を課税所得とする。うち、原稿料報酬は課税所得の70%で計算する。

個人の所得を教育・貧困援助・危機救済等の公益慈善事業に寄付する場合、寄付額のうち課税所得の30%を超えない部分を課税所得から控除することができる。国務院による公益慈善事業寄付に対する全額控除の規定がある場合はその規定に従う。

本条第一款第一項に規定された特別控除には居住納税人の国家规定範囲及び基準により納付した基本養老保険・基本医療保険・失業保険等の社会保険費と住宅積立金等を含む。追加控除項目は子女教育費・継続教育費・高額医療費・住宅ローン利息又は住宅賃料・高齢者扶養支出等を含む。具体的な範囲・基準及び実施順位は国務院が確定し、全国人民代表大会常務委員会に届出する。

第七条

居住者個人が中国国外で取得した所得について、その課税額から中国国外で納付した個人所得税額を控除することができる。但し、控除額は当該納税者の中国国外所得に係る本法規定に基づいて計算した課税額を超えてはならない。

第八条

以下の状況のいずれか一つに該当する場合、税務機関は合理的な方法により納税調整する権利を持つ。

- (一) 個人とその関連者との業務が独立取引原則に合致しないことにより、本人又はその関連者の課税額が減少され、且つ正当な理由がない場合。
- (二) 居住者個人が制御する、又は居住者個人と居住者企業が共に制御する税金実質負担率が明らかに低い国(地域)で設立した企業で、合理的経営実態がなく、居住者個人に帰属する利益を分配しない、又は分配を減少した場合。
- (三) 個人がその他の合理的な商業目的を有さず、不当な税収利益を取得する場合。

税務機関が前款の規定により納税調整を行い、税金を追加徴収する場合、当該税金の徴収のほか、法に基づく利息を加算しなければならない。

第九条

個人所得税は所得者を納税義務者とし、所得を支払う単位又は個人を源泉徴収義務者とする。

中国の国民身分証明書番号を有する納税人は、中国の国民身分証明書番号を納税者の納税人識別番号とし、中国の国民身分証明書番号を有しない納税人は、税務機関よりその納税人識別番号が与えられる。源泉徴収義務者の税金

源泉徴収時には、納税人は源泉徴収義務者に納税人識別番号を提供しなければならない。

第十条

次の各号のいずれかに該当する場合、納税人は法律に従い納税申告を行わなければならない。

- (一) 総合所得を取得して確定申告をする場合
- (二) 課税所得を取得したが源泉徴収義務者が無い場合
- (三) 課税所得を取得したが源泉徴収義務者が税金を納付しない場合
- (四) 国外より所得を取得した場合
- (五) 国外へ移居する為、中国戸籍を抹消する場合
- (六) 非居住者個人が中国国内にて二カ所以上より賃金・給与所得を取得した場合
- (七) 国務院が規定するその他状況

源泉徴収義務者は国家规定に基き全員の全額を申告しなければならず、且つ納税人に個人所得及び納付済み等の情報を提出しなければならない。

第十一条

居住者個人が取得した総合所得について、年度ごとに個人所得税を計算しなければならない。源泉徴収義務者が存在する場合、源泉徴収義務者が毎月、又は毎回ごとに税金を予納し、確定申告を行う場合、所得取得の翌年の3月1日から6月30日までの間に確定申告を行わなければならない。予納弁法は国務院税務主管部門が制定する。

居住者個人が源泉徴収義務者に特別・追加控除情報を提出する場合、源泉徴収義務者は毎月の税金予納時には規定通りに控除しなければならず、拒否することはできない。

非居住者個人が取得した賃金・給与所得、労務報酬所得、原稿料報酬所得及びライセンス使用費所得について、源泉徴収義務者が存在する場合、源泉徴収義務者が毎月又は毎回ごとに税金を納付し、確定申告は行わない。

第十二条

納税人が取得した経営所得については年度ごとに個人所得税を計算する。納税人は毎月又は四半期終了後15日以内に税務局へ納税申告表を提出し税金を予納し、取得した翌年の3月31日までに確定申告を行う。

納税人が取得した受取利息・配当金・特別利益配当、資産賃貸所得、資産譲渡所得及び一時所得について、源泉徴収義務者が存在する場合、源泉徴収義務者が毎月又は毎回ごとに税金を納付する。

第十三条

納税人が取得した課税所得について、源泉徴収義務者が存在しない場合、取得した翌月の15日までに税務機関へ納税申告表を提出し税金を納付しなければならない。

源泉徴収義務者が納税人の税金を納付しない場合、納税人が取得した翌年の6月30日までに税金を納付しなければならず、税務局が納税期限を通知した場合、期限内に税金を納付しなければならない。

居住者個人が取得した国外所得について、取得した翌年の3月1日から6月30日の間に税金を申告納付しなければならない。

非居住者個人が中国国内にて二カ所以上より賃金・給与所得を取得した場合、取得した翌月の15日までに申告納付しなければならない。

納税人が国外へ移民する為、中国国籍を抹消した場合、中国国籍を抹消する前に税金清算をしなければならない。

第十四条

源泉徴収義務者は毎月又は毎回の源泉徴収した税金を翌月の15日までに国庫に納入し、個人所得税申告表を税務機関へ提出しなければならない。

納税人が確定申告を行い税金の還付を受ける場合、又は源泉徴収義務者が納税人の為に確定申告を行い税金の還付を受ける場合は、税務機関の審査後、国庫管理の関連規定に従い税金還付手続きが行われる。

第十五条

公安・人民銀行・金融監督管理等の関連部門は税務機関に協力し、納税人の身分や金融口座情報などを確認しなければならない。教育・衛生・医療保障・人民政府・人力資源社会保障局

・住宅都市農村建設・公安・人民銀行・金融監督管理等の関連部門は、税務機関に納税人の子女教育・継続教育・医療・住宅ローン利息・住宅賃料・両親介護等の特別税金免除に関する情報を提供しなければならない。

個人が不動産を譲渡した場合、税務機関は不動産登録などの関連情報に基づき納付すべき個人所得税を検証しなければならない。登録機関が移転登録を行う場合は当該不動産譲渡に関する個人所得税の納税証明を検証しなければならない。また、個人が株式譲渡による変更登録を行う場合に市場の登録機関は、当該株式取引に関連する個人所得税の納税証明を検証しなければならない。

関連部門は納税人及び源泉徴収義務者の当該法律への遵守についての情報を信用情報システムに入力し、協力して激励または懲戒を実施する。

第十六条

各所得の計算は人民元を単位とする。所得が人民元以外の通貨である場合、人民元為替レートの仲値で換算した人民元に基づき計算した税金を納付する。

第十七条

源泉徴収義務者に対し、源泉徴収した税金の2%を手数料として支払う。

第十八条

預金利息に関する個人所得税の徴収開始・削減・停止等の具体的な弁法は、国务院により決定し、全国人民代表大会常務委員会に届出する。

第十九条

納税人・源泉徴収義務者・税務機関及び従業員が本法の規定に違反した場合、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び関連法律法規に従い責任を追及する。

第二十条

個人所得税の徴収管理は、本法及び「中華人民共和国税収管理法」の規定に従い実行する。

第二十一条

国务院は本法に基づいて实施条例を制定する。

第二十二条

本法は公布日より施行する。

個人所得税税率表一(総合所得適用)

等級	年度個人課税所得額	税率(%)	速算控除額(元)
1	36,000 元以下	3	0
2	36,000 元超 144,000 元以下	10	2,520
3	144,000 元超 300,000 元以下	20	16,920
4	300,000 元超 420,000 元以下	25	31,920
5	420,000 元超 660,000 元以下	30	52,920
6	660,000 元超 960,000 元以下	35	85,920
7	960,000 元超	45	181,920

(注1:本表の年度個人課税所得額は本法第六条の規定に基づき、居住者個人が取得した一納税年度の総合所得より基礎控除額6万元・特別控除・追加控除及びその他の控除等を控除した残額である)

(注2:非居住者が賃金・給与、労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用費を取得した場合、上記の個人所得税税率表に従い月割で換算し納税額を計算する)

個人所得税税率表二(経営所得適用)

等級	年度個人課税所得額	税率(%)	速算控除数(元)
1	30,000 元以下	5	0
2	30,000 元超 90,000 元以下	10	1,500
3	90,000 元超 300,000 元以下	20	10,500
4	300,000 元超 500,000 元以下	30	40,500
5	500,000 元超	35	65,500

(注:当表で表示した年度個人課税所得額とは、本法第六条の規定に基づき、一納税年度の収入総額より原価・費用及び損失を控除した後の残高である)

【資料2】連続年数6年居住の事例

【1】中華人民共和国個人所得税法

第1条

中国国内に住所を有するか、又は住所を有せず一納税年度内において中国国内に累計183日以上居住する個人は居住者個人という。居住者個人が中国国内及び国外より取得した所得は本法に基づき個人所得税を納付する。(以下略)

【2】個人所得税法实施条例 [国务院令第707号]

第4条

中国国内において住所の無い個人が、中国国内において累計居住日数が満183日で、連続年数が6年未満の場合は、所轄税務局への備案登記を経て、中国国外において生じた、且つ国外企業又は個人より支給される所得に対しては個人所得税を免除する。中国国内において累計居住日数が満183日でいずれの年度において一回の出国日数が30日を超える場合は、中国国内累計居住日数満183日の年度の連続年数を新たに計算する。

【3】連続年数6年以上の場合に、課税対象となる国外源泉所得

中国外での、利息収入・配当収入・家賃収入・役員報酬・有価証券及び不動産等の譲渡所得

※駐在員の日本払い給与については、中国国内源泉所得扱いとなっている。

【連続年数6年以上となる事例】

年度	備考	5年期限	国内源泉所得	国外源泉所得
2012	2012/6/1より赴任。183日超。	第1年目	申告	対象外
2013	183日超	第2年目	申告	対象外
2014	183日超	第3年目	申告	対象外
2015	183日超	第4年目	申告	対象外
2016	<u>連続 30日超 海外へ出国</u>	<u>リセット 第1年目</u>	申告	対象外
2017	183日超	<u>第2年目</u>	申告	対象外
2018	183日超	第3年目	申告	対象外
2019	183日超	第4年目	申告	対象外
2020	183日超	第5年目	申告	対象外
2021	183日超	第6年目	申告	<u>申告</u>
2022	183日超	第7年目	申告	<u>申告</u>
2023	<u>連続 30日超 海外へ出国</u>	<u>リセット 第1年目</u>	申告	対象外
2024	183日超	第2年目	申告	対象外
2025	183日超	第3年目	申告	対象外
2026	183日超	第4年目	申告	対象外

【資料3】**中華人民共和國國務院令
第707号**

ここに修正後の「中華人民共和國個人所得稅法實施條例」を公布し、2019年1月1日より施行する。

總理 李克強

2018年12月18日

中華人民共和國個人所得稅法實施條例

(1994年1月28日中華人民共和國國務院令第142号公布、2005年12月19日「國務院『中華人民共和國個人所得稅法實施條例』の修正に関する決定」に基づき第一回改定、2008年2月18日「國務院『中華人民共和國個人所得稅法實施條例』の修正に関する決定」に基づき第二回改定、2011年7月19日「國務院『中華人民共和國個人所得稅法實施條例』の改定に関する決定」に基づき第三回改定、2018年12月18日中華人民共和國國務院令第707号に基づき第四回改定)

第一条 「中華人民共和國個人所得稅法」(以下、個人所得稅法と称する)に基づき本條例を定める。

第二条 個人所得稅法における中国国内に住所を有するとは、戸籍・家庭・經濟利益關係のため中国国内に習慣的に居住することを指し、中国国内及び国外から取得する所得とは、それぞれ中国国内で生じる所得及び中国国外で生じる所得のことを指す。

第三条 國務院財政・稅務所轄部門の別途規定を除き、下記所得の支給地は中国国内であるかどうかに係わらず、中国国内において生じる所得とする。

- (一) 任命・被雇用・契約履行等によって中国国内における勞務提供により取得する所得。
- (二) 財産を借主に賃貸し中国国内において使用することにより取得する所得。
- (三) 各特許權を中国国内において使用許可することにより取得する所得。
- (四) 中国国内の不動産等の財産または中国国内においてその他財産の譲渡により取得する所得。
- (五) 中国国内企業・事業單位・その他組織及び居住者個人から取得する利子・配当金・特別配当金の所得。

第四条 中国国内において住所の無い個人が、中国国内において累計居住日数が満183日で、連続年数が6年未満の場合は、所轄稅務局への備案登記を経て、中国国外において生じた、且つ国外企業又は個人より支給される所得に対しては個人所得稅を免除する。中国国内において累計居住日数が満183日ですずれの年度において一回の出国日数が30日を超える場合は、中国国内累計居住日数満183日の年度の連続年数を新たに計算する。

第五条 中国国内において住所の無い個人が1納稅年度内において中国国内の居住累計日数が90日を超えない場合、中国国内の所得が国外雇用主より支給され、且つ当該雇用主の中国国内の機構・場所が負担しない分に対しては、個人所得稅を免除する。

第六条 個人所得稅法において規定する各個人所得の範圍は次の通りである。

- (一) 給与賃金所得とは、個人が任命又は被雇用により取得する給与・賃金・賞与・期末手当・勞働分配金・補助金・手当及び任命及び被雇用に係わるその他所得を指す。
- (二) 勞務報酬所得とは、個人が勞務提供により取得する所得を指し、設計・裝飾・設置・製図・化学検査・測定・医療・法

律・会計・顧問・学術講演・翻訳・校閲・書画・彫刻・映画・録音・映像・演出・上演・広告・展覧・技術役務・紹介役務・ブローカー役務・代理役務及びその他労務提供により取得する所得を含む。

(三)原稿所得とは、個人が作品を図書・新聞等の形にて出版・発表することにより取得する所得を指す。

(四)ロイヤリティ所得とは、個人が特許権・商標権・著作権・非特許技術及びその他特許権の使用権利提供により取得する所得を指し、著作権使用費の所得は原稿所得に含まない。

(五)経営所得とは次の所得を指す。

1. 個人事業者が生産・経営活動に従事し取得する所得、個人独資企業投資者・パートナー企業の個人パートナーが中国国内において登記する個人独資企業、パートナー企業が取得する生産・経営所得。
2. 個人が法律に従い学校運営・医療・顧問及びその他有償役務活動に従事し取得する所得。
3. 個人が企業・事業単位に対する経営請負業務及び移転請負業務により取得する所得。
4. 個人がその他生産・経営活動に従事し取得する所得。

(六)利子・配当金所得とは、個人が債権・株式等を有することによって取得する利子・配当金所得を指す。

(七)財産賃貸所得とは、個人が不動産・機械設備、車両船舶及びその他財産の賃貸により取得する所得を指す。

(八)財産譲渡所得とは、個人が有価証券・株式・パートナー企業の財産持分・不動産・機械設備・車両船舶及びその他財産を譲渡することにより取得する所得を指す。

(九)一時所得とは個人が賞金・受賞・当選及びその他の一時的な所得を指す。

個人所得の納税所得項目の判定が難しい場合は、国務院税務部門にて確定される。

第七条 株券譲渡に対する個人所得税の課税弁法は国務院より別途規定し、全国人民代表大会常務委員会へ報告される。

第八条 個人所得の形式は現金・現物・有価証券及びその他形式の経済的利益を含むものとし、所得が現物である場合は、取得する証憑上に表記される金額に基づき課税所得額を計算する。証憑の無い現物又は証憑上に表記される金額が明らかに低い場合は、市場価格を参照し課税所得額を確定する。所得が有価証券の場合は額面価額及び市場価格に基づき課税所得額を確定する。所得がその他形式による経済的利益である場合は、市場価格に基づき課税所得額を確定する。

第九条 個人所得税法第四条第一款第二項における国債利子とは、個人は中華人民共和国財政部より発行する債券を持ち、取得する利子を指す。国家より発行する金融債権利子とは、個人は国務院の批准を経て発行する金融債券を持ち、取得する利子を指す。

第十条 個人所得税法第四条第一款第三項における国家一律の規定に基づき支給する補助金・手当とは国務院の規定に基づき支給する政府特殊手当・学者手当、及び国務院規定の個人所得税が免除されるその他の補助金・手当を指す。

第十一条 個人所得税法第四条第一款第四項における福利費とは国家の関連規定に基づき、企業・事業単位・国家机关・社会組織が保留する福利費又は工会経費より個人へ支給する生活補助金を指す。救済金とは、各級の人民政府民政部门より個人へ支給する生活補助金を指す。

第十二条 個人所得税法第四条第一款第八項における関連法律規定に基づき中国に駐在する各国の大使館・領事館の外交代表・領事官僚及びその他人員の所得を免税することとは、「中華人民共和国外交特権及び免除条例」及び「中華人民共和国領事特権及び免除条例」において規定する免税所得を指す。

第十三条 個人所得税法第六条第一款第一項における法律に従い確定するその他控除には、個人が納付する国家規

定の企業年金・職業年金・個人が加入する国家規定の商業健康保険・税収繰延型商業養老保険、及び国务院の規定による控除可能なその他項目を含む。

特別控除追加控除及び法律に従い確定するその他控除は居住者個人の1納税年度の課税所得額を上限とする。本納税年度における未控除分は翌年度以降に繰越して控除することはできない。

第十四条 個人所得税法第六条第一款第二項・第四項・第六項における一回の確定方法は下記の通りである。

(一) 労務報酬所得・原稿所得・ロイヤリティ所得は一次性収入であり、当該収入の取得は一回となる。同事項の連続的収入は、一か月内に取得する収入を一回とする。

(二) 財産賃貸所得は、一か月内に取得する収入を一回とする。

(三) 利子・配当金は利子・配当金が支給され取得する収入を一回とする。

(四) 一時所得は、毎回の当該収入の取得を一回とする。

第十五条 個人所得税法第六条第一款第三項における原価・費用とは、生産・経営活動にて発生する各直接支出及び配賦して原価へ計上する間接費用及び販売費用・管理費用・財務費用であり、損失とは、生産・経営活動にて発生する固定資産及び在庫の棚卸損失・毀損・廃棄・財産譲渡損失・貸倒損失・自然災害など不可抗力の原因により生じる損失及びその他損失を指す。

経営所得を取得する個人が総合所得が発生しない場合は、本納税年度の課税所得額を計算する際は、控除費用6万円・特別控除項目・追加控除項目及び法律に従い確定するその他控除を減算しなければならず、うち、追加控除項目は確定申告の際に減算し控除する。

生産・経営活動に従事し、正確な納税資料が提供されず、正確な課税所得額を計算できない場合は、所轄税務機関にて課税所得額又は納税額を確定する。

第十六条 個人所得税法第六条第一款第五項における財産原価は下記の方法にて確定する。

(一) 有価証券の場合、購入価格及び購入時に規定に基づき発生する関連費用。

(二) 建物の場合、建築費又は購入価格及びその他関連費用。

(三) 土地使用権の場合、土地使用権の取得ために支払った金額、土地開発費用及びその他関連費用。

(四) 機械設備、車両船舶の場合、購入価格・運輸費・設置費及びその他関連費用。

その他財産は上記の規定を参照し財産原価を確定する。

納税者が正確な財産原価証憑を提供せず、本条第一款の方法にて財産原価が確定できない場合は、所轄税務機関にて財産原価を確定する。

個人所得税法第六条第一款第五項における合理費用とは、財産売却時に規定に基づき支出した関連税金を指す。

第十七条 財産譲渡所得は一回の財産譲渡の収入額から財産原価及び合理費用を差し引いた後の残高に基づき税金を計算納付する。

第十八条 二人以上の個人が共同で取得する同一項目に対する収入は、各人が取得した収入ごとに按分し個人所得税法の規定に従い納税しなければならない。

第十九条 個人所得税法第六条第三款における個人が所得を教育・貧困救済等の公益慈善へ贈与する事とは、個人がその所得を中国国内の公益性社会組織・国家機関を通し、教育・貧困救済等の公益慈善事業へ贈与することを指す。課税所得額とは、贈与額を控除する前の課税所得額を指す。

第二十条 居住者個人が中国国内及び国外から取得する総合所得・経営所得はそれぞれ合算して納税額を計算しなければならず、中国国内及び国外から取得するその他所得はそれぞれの納税額を個別計算しなければならない。

第二十一条 個人所得税法第七条における国外で納付済みの個人所得税税額とは居住者個人の中国国外の所得は所得発生国(地域)の法律に従い納付すべき且つ納付済みの所得税税額を指す。

個人所得税法第七条における納税者国外所得は本法規定に従い計算する納税額が居住者個人が国外で納付する総合所得・経営所得及びその他所得の所得税額の控除上限額である(以下、控除上限額と称する)。国务院財政・稅務部門の別途規定を除き中国国外の1つの国(地域)で発生する総合所得控除上限額・経営所得控除上限額及びその他所得控除上限額の合計額は当該国(地域)で発生する所得の控除上限額である。

居住者個人が中国国外の1つの国(地域)において実際に納付済みである個人所得税税額が上記規定に基づき計算する当該国(地域)において発生する控除上限額より低い場合は、中国においてその差額を追加納税しなければならない。当該国(地域)において発生する控除上限額より高い場合は、超過分は本納税年度の未納税額から控除することはできないが、翌年度以後に繰越し、当該国(地域)において発生する所得の控除上限額の残額から控除することができる。繰越期限は5年を超過してはならない。

第二十二条 居住者個人が国外で納付済みの個人所得税税額控除を申請する場合は、国外稅務機關が発行する税金所属年度の関連納税証明を提出しなければならない。

第二十三条 個人所得税法第八条第二款における利息は、税金の所属納税申告期間の最終日において中国人民銀行が公布する、追納時期と同一時期の人民元貸出基準金利に基づき計算しなければならない。税金の納税申告期限日の翌日から追加納税の満了日まで日割りにて計算する。納税者は追加納税期限締切日より前に追加納税が済んだ場合は、利息は追加納税日までの徴収とする。

第二十四条 源泉徴収義務者が個人に対し課税対象となる所得を支給する際は、個人所得税法に従い予納又は源泉徴収を行い、期限通りに国庫へ納付し、且つ記録し調査に備えなければならない。

上記の支給とは、現金支払・分配支払・銀行振込及び有価証券・現物及びその他形式を以て支給することである。

第二十五条 総合所得の取得において確定申告が必要となる場合は下記の通りである。

(一) 2箇所以上の総合所得の取得で、且つ総合所得年収入額から特別控除項目を差引いた後の残額が6万元を超過する。

(二) 勞務報酬所得・原稿所得・ロイヤリティ所得のうち1つ又は多項目の所得の取得で、且つ総合所得年収入額から特別控除項目を差引いた後の残額が6万元を超過する。

(三) 納税年度の予納税額が納付すべき税額より低い。

(四) 納税者による税金還付申請。

納税者の税金還付申請には、中国国内において開設した銀行口座情報を提供し、確定申告地にて税金還付手続きを行わなければならない。

確定申告の具体的な弁法は国务院稅務部門にて制定する。

第二十六条 個人所得税法第十条第二款における全員全額源泉徴収申告とは、源泉徴収義務者が源泉徴収の翌月15日以内に所轄稅務局へ所得の支給対象全員の関連情報・所得額・控除事項及び金額・源泉徴収税金の具体的な金額と総額及びその他関連稅務情報を提出することを指す。

第二十七条 納税者の納税申告地及びその他関連事項の具体的な弁法は国务院稅務所轄部門にて制定する。

第二十八条 居住者個人が給与賃金所得を取得する際は、源泉徴収義務者に追加控除項目の関連情報を提供することができ、源泉徴収義務者は源泉徴収時にて追加控除項目の控除を行う。納税者が2箇所以上の給与賃金所得を取得

し、源泉徴収義務者が追加控除項目の控除を行う場合は、同一の追加控除項目に対し、1納税年度において選択した1箇所の所得からのみ控除することができる。

居住者個人が取得した労務報酬所得・原稿所得・ロイヤリティ所得は、確定申告の際に税務機関へ関連情報を提供し、追加控除項目を差し引かなければならない。

第二十九条 納税者は確定申告手続きを源泉徴収義務者又はその他単位及び個人に委託代行することができる。

第三十条 源泉徴収者は納税者より提供される情報に基づき税金計算・申告をしなければならず、無断で納税者の情報を変更してはならない。

納税者が源泉徴収義務者が提出又は源泉徴収申告する個人情報・所得・税金等が実際の状況と一致しないことが発見された場合は、源泉徴収者に訂正を求める権利を有する。源泉徴収者が訂正を拒否した場合は、納税者は税務機関へ報告し、税務機関は即時に処理しなければならない。

納税者・源泉徴収義務者は規定に従い、追加控除項目に関連する書類を保存しなければならない。税務機関は納税者より提供される追加控除項目情報に対し抽出検査することができる。具体的弁法は国务院税務部門より別途規定する。税務機関は納税者より提供される情報が不実であることが発見された場合は、訂正を求め、同時に源泉徴収者に通知しなければならない。状況が重大な場合、関連部門は法律に従い処理し、信用情報システムへ登記し合同懲戒を実施する。

第三十一条 納税者が税金還付申請時に提供する確定申告情報に誤りがある場合は、税務機関は告知し更正を求めなければならない。納税者の更正後は税務機関は即時に税金還付を処理しなければならない。

源泉徴収義務者が源泉徴収の税金を国庫に納付しない場合であっても、納税者の税金還付申請には影響せず、税務機関は納税者より提供される関連書類に基づき税金還付申請を処理しなければならない。

第三十二条 所得が人民元以外の貨幣である場合は、納税申告又は源泉徴収申告の前月の最終日の為替レートにて人民元へ換算し納税所得額を計算する。年度終了後に確定申告する場合、月次・四半期又は毎回の予定納税の人民元以外の外貨所得に対しては改めて換算せず、追加納税が必要な所得に対しては、1納税年度最終日の為替レートにて人民元へ換算し、課税所得額を計算する。

第三十三条 税務機関が個人所得税法第十七条に従い源泉徴収者に手数料を支払う場合は、還付書に記入しなければならない。源泉徴収義務者は還付書を以て、国家金庫管理規定に従い還付手続きを行う。

第三十四条 個人所得税納税申告書・個人所得税源泉徴収報告書及び個人所得税納税証明の様式は国务院税務所轄部門が一律に作成する。

第三十五条 軍隊人員の個人所得税徴収事項は関連規定に従い執行される。

第三十六条 本条例は2019年1月1日より施行する。

【資料4】

国务院 个人所得税附加扣除项目暂定办法の印刷發布についての通知 国発〔2018〕41号

各省、自治区、直轄市人民政府、国务院各部委員会、各直屬機構
ここに《个人所得税附加扣除项目暂定办法》を發行する。真摯に貫徹し執行して下さい。

国务院

2018年12月13日

个人所得税附加扣除项目暂定办法

第一章 総則

第一条

《中華人民共和国个人所得税法》(以下、个人所得税法と称する)の規定に基づき本办法を定める。

第二条

本办法における个人所得税附加扣除項目とは、个人所得税法に定めた子女教育費・繼續教育費・重病治療費・住宅ローン利息・住宅家賃及び高齢者扶養費等の6種の追加扣除項目を指す。

第三条

个人所得税附加扣除項目は公平で合理的・簡便容易な実行・確実な負担減輕・民生改善の原則に準拠する。

第四条

教育・住宅・医療等の民生支出の変動状況に基づき、追加扣除項目の範囲及び基準を随時調整する。

第二章 子女教育

第五条

納税者の子女の全日制学歴教育に関する支出は、子女1人当たり毎月1000元を基準として控除する。
学歴教育は義務教育(小学校・初等中等教育)、高校段階教育(普通高级中学・中等職業教育)、高等教育(大学専科・大学本科・修士研究生・博士研究生教育)を含む。
満3歳から小学校入学前の就学前教育を受ける子女は本条第一款の規定に基づき執行する。

第六条

父母はどちらか一方が基準の100%を控除することができ、双方が基準の50%に分けて控除することもできる。具体的な控除方式は1納税年度内に変更できない。

第七条

納税者の子女が中国国外において教育を受ける場合は、納税者は国外の学校の入学通知書・留学ビザ等の関連教育証明書類を調査準備のために保存しなければならない。

第三章 継続教育

第八条

納税者の中国国内の学歴(学位)継続教育支出はその教育期間内に毎月400元を定額控除する。同一の学歴(学位)継続教育の控除期限は48ヶ月を超えてはならない。

納税者の技能職業資格継続教育支出・専門技術者職業資格継続教育支出について、関連証明書を取得した年度に毎年3600元を定額控除する。

第九条

個人が本科及びそれ以下の学歴(学位)継続教育を受け、本弁法の控除条件を満たす場合、その父母が控除することができ、又は本人が控除することもできる。

第十条

納税者が技能職業資格継続教育支出・専門技術者職業資格継続教育を受ける場合は、関連証書等を調査準備のために保存しなければならない。

第四章 重病医療

第十一条

1納税年度内において、納税者に発生した基本医療保険に関する医薬費用の支出は、医療保険精算後の自己負担分(医療保険目録範囲内の自己負担部分を指す)の累計額が15000元を超える分については、納税者の年度確定申告時に80000元を限度額として控除することができる。

第十二条

納税者に発生した医薬費用支出は本人又はその配偶者を選択して控除することができ、未成年子女に発生した医薬費用支出はその父母の一方を選択して控除することができる。

納税者及びその配偶者・未成年子女に発生した医薬費用支出は本弁法第十一条の規定に従い控除額を個別に計算する。

第十三条

納税者は医療サービス支出及び医療保険精算の関連証憑の原本(又は写し)を保存しなければならない。医療保障部門は患者に対し医療保障情報システムに記録される本人の年度医薬費用情報検索サービスを提供しなければならない。

第五章 住宅ローン利息

第十四条

納税者又は配偶者が単独又は共同で商業銀行若しくは住宅積立金を使用した個人住宅ローンで本人又はその配偶者が中国国内に購入した住宅について、実際にローン利息が発生した年度において毎月1000元を基準として定額控除し、控除期限は最長240ヶ月を超えない。納税者は初めて購入する住宅の利息についてのみ控除を享受することができる。

本弁法における初めての住宅ローンとは住宅を購入し住宅ローン利率を享受する住宅ローンを指す。

第十五条

夫妻双方による約束の上で、そのどちらか一方のみが控除することを選択することができるが、具体的な控除方式は1納税年度内に変更することはできない。

夫妻双方が結婚前に各自が住宅を購入し発生した最初の住宅ローンの利息に対して、結婚後はそのどちらか一方が控除基準の100%を控除することを選択できるが、夫妻双方は各自に購入した住宅に対し控除基準の50%をそれぞれ控除することも選択できる。具体的な控除方式は1納税年度内に変更できない。

第十六条

納税者は住宅ローン契約書・返済明細証憑を調査準備のために保存しなければならない。

第六章 住宅家賃

第十七条

納税者が主要勤務地にて住宅を所有せず住宅家賃支出が発生する場合、以下に基づき基準定額控除ができる。

(一) 直轄市・省会(省都)都市・計画単列市及び國務院が確定したその他都市では、控除基準は毎月1500元。

(二) 第一項の都市以外で、市轄区の戸籍人口が100万人超の都市では、控除基準は毎月1100元。市轄区の戸籍人口が100万人以下の都市では、控除基準は毎月800元。

納税者の配偶者が納税者の主要勤務地にて住宅を所有する場合は、納税者は主要勤務地にて住宅を所有することと見なす。

市轄区の戸籍人口は国家统计局が公布するデータに準ずる。

第十八条

本弁法における主要勤務地とは納税者が雇用される直轄市・計画単列市・副省級都市・地級市(地区、州、盟)の全ての行政区域の範囲を指し、雇用主がない場合は納税者の総合所得確定申告を受理する税務機関の居住地とする。

夫妻の主要勤務地が同一の場合はどちらか一方のみ住宅家賃支出控除をすることができる。

第十九条

住宅家賃支出は住宅賃貸契約を締結した借主が控除を行う。

第二十条

納税者とその配偶者は1納税年度内に同時に住宅ローン利息及び住宅家賃特別追加控除を享受することはできない。

第二十一条

納税者は住宅賃貸契約書・協議書等の関連書類を保存しなければならない。

第七章 高齢者扶養

第二十二条

納税者は一人又は一人以上の被扶養者に対する扶養支出について、以下の基準定額に従い控除する。

(一) 納税者が一人っ子である場合、毎月2000元の基準定額を控除する。

(二)納税者が一人っ子以外の場合、その兄弟姉妹にて毎月2000元を限度として分割し、各人の分割額は毎月1000元を超えることはできない。扶養者による平均分割又は約定分割をすることができ、被扶養者による指定分割を行うこともできる。約定又は指定分割は書面による分割協議による締結としなければならない。指定分割は約定分割に優先する。具体的な分担方法及び限度額は1納税年度内に変更することはできない。

第二十三条

本弁法における被扶養者とは満60歳以上の父母を指し、子女が既に死亡した満60歳以上の祖父母・外祖父母を含む。

第八章 保障措置

第二十四条

納税者は費用の受領単位より発票・財政証憑・支出証憑を受領し、受領単位はその提供を拒否することはできない。

第二十五条

納税者が初回に追加控除項目を享受する場合、追加控除項目の関連情報を源泉徴収義務者若しくは税務機関に提出しなければならない。源泉徴収義務者は納税者の関連情報を速やかに税務機関に報告し、納税者は情報の真実性・正確性・完全性に対する責任を負う。追加控除項目情報に変化が発生した場合、納税者は速やかに源泉徴収義務者又は税務機関に変更後の情報を提出しなければならない。

前款に述べた追加控除項目の関連情報とは、納税者本人・配偶者・子女・被扶養者等の個人身分情報、及び国務院税務主管部門が定めた追加控除項目に関するその他情報を含む。

本弁法の規定に基づき納税者は関連書類を5年間保存しなければならない。

第二十六条

関連部門と単位は税務部門に対して以下の追加控除項目に関する情報を提出、又はその真実性確認に協力する責任と義務を負う。

(一)公安部門に関連する戸籍人口基本情報・戸籍成員関係情報・出入国証明情報・出国人員関連情報・戸籍人口死亡識別等の情報。

(二)衛生健康部門に関連する出生医学証明書・一人っ子情報。

(三)民政部門・外務部門・最高裁判所に関連する婚姻登記情報

(四)教育部門に関連する学生学籍情報(学歴継続教育学生の学籍・試験情報を含む)・関連部門に登録した海外教育機構資質情報。

(五)人力資源社会保障等の部門に関連する技術学校学生学籍情報・技能人員職業資格継続教育情報・専門技術人員職業資格継続教育情報。

(六)住宅城郷建設部門:に関連する住宅(公共賃貸住宅を含む)賃貸情報・住宅積立金管理機構に関する住宅積立金ローン返済支出情報。

(七)自然資源部門に関連する不動産登記情報。

(八)人民銀行・金融監督管理部門に関連する住宅商業ローンの返済支出情報。

(九)医療保障部門に関連する医療保障情報システムに記録された個人負担の医薬費用情報。

(十)国務院税務主管部門が確定する提供すべきその他の関連税務情報

上記データ情報の様式・基準・共有方式は国務院税務主管部門及び各省、自治区、直轄市及び計画単列市の税務等の関連部門が定める。

関連部門及び単位は追加控除項目に関する情報を所有するが、規定の要求に従わず税務部門に提供を行わない場合、税務情報の所有部門及び単位の主要責任者及び関連人員は相応の責任を負う。

第二十七条

源泉徴収義務者は納税者が提供した情報が実際の状況と符合しない場合、納税者に対し修正を要求することができ、納税者が修正を拒否する場合、源泉徴収義務者は税務局に報告し、税務機関は速やかに処理しなければならない。

第二十八条

税務機関は追加控除項目情報を確認する際、納税者の勤務先所在地、経常居住地、戸籍所在地の公安出張所、居民委員会又は村民委員会等の関連部門・企事业单位と個人が協力しなければならない。

第九章 附則

第二十九条

本弁法の父母とは、生みの父母・義父母・養父母を指す。本弁法の子女とは、実子・婚外子・連れ子・養子を指す。父母以外のその他が未成年の後見人である場合は、本弁法の規定に基づき執行される。

第三十条

個人所得税追加控除項目は 1 納税年度において控除し切れない場合、翌年度以後へ繰り越して控除することはできない。

第三十一条

個人所得税追加控除項目の具体的な実施方法は、国务院稅務主管部門より別途制定する。

第三十二条

本弁法は 2019 年 1 月 1 日より施行する。

【資料5】

国家税務総局
自然人納税者識別番号の関連事項に関する公告
国家税務総局公告 2018 年第 59 号

改正後の「中華人民共和国個人所得税法」に基づき、納税者の税務業務処理の便宜を図るため、自然人納税者識別番号の関連事項について、下記のとおり公告する。

一、自然人納税者識別番号とは、自然人納税者が各種の税務業務を処理する唯一のコードである。

二、中国公民身分番号を有する場合、その中国公民身分番号を納税者識別番号とする。中国公民身分番号がない場合、税務機関より納税者識別番号を与える。

三、納税者は初めて税務業務を処理する時、税務機関または源泉徴収義務者に有効な身分証を提示し、かつ、関連の基本的情報を提出するものとする。

四、納税者識別番号取得後、税務機関はその納税者識別番号を自然人に通知し、或は源泉徴収義務者を通して通知し、かつ、自然人納税者の納税者識別番号の確認業務に対し便宜を提供するものとする。

五、自然人納税者は納税申告、税額納付、税額還付申請、完納証憑の発行、納税検索等の税務業務を行う時、税務機関または源泉徴収義務者に納税者識別番号を提供するものとする。

六、本公告にいう「有効な身分証」とは、

(一)納税者が中国公民であり、かつ、有効な「中華人民共和国居民身分証」(以下、「居民身分証」という)を持つ場合、居民身分証とする。

(二)納税者が華僑であり、かつ、居民身分証を持たない場合、有効な「中華人民共和国パスポート」と華僑身分証明とする。

(三)納税者が香港・マカオ居民である場合、有効な「香港・マカオ居民内地往来通行証」または「中華人民共和国香港・マカオ居民居住証」とする。

(四)納税者が台湾居民である場合、有効な「台湾居民大陸往来通行証」または「中華人民共和国台湾居民居住証」とする。

(五)納税者が有効な「中華人民共和国外国人永久居留身分証」(以下、永久居留証という)を持つ外国籍の者である場合、永久居留証と外国のパスポートとする。永久居留証を持たないが有効な「中華人民共和国外国人工作許可証」(以下、工作許可証という)を持つ場合、工作許可証と外国のパスポートをいう。その他の外国籍の者である場合、有効な外国のパスポートとする。

本公告は 2019 年 1 月 1 日から施行する。

特にここに公告する。

国家税務総局

2018 年 12 月 17 日

【資料6】**国家稅務總局****「個人所得稅追加控除項目操作弁法(試行)」の公布に関する公告****国家稅務總局公告 2018 年第 60 号**

新たに訂正した「中華人民共和國個人所得稅法」及び「國務院の個人所得稅追加控除項目暫定弁法の發行通達」(国發[2018]41号)を貫徹するため、国家稅務總局は「個人所得稅追加控除項目操作弁法(試行)」を定め、ここに公布し、2019年1月1日より施行する。

特にここに公告する。

添付:個人所得稅追加控除項目情報表及び記入説明

国家稅務總局

2018年12月21日

個人所得稅追加控除項目操作弁法(試行)**第一章 總則**

第一条 個人所得稅追加控除項目行為を規範し、納稅者の合法的な權益を確実に保護するために、新たに訂正した「中華人民共和國個人所得稅法」及びその實施条例、「中華人民共和國稅收徵收管理法」及びその實施細則、「國務院の個人所得稅追加控除項目暫定弁法の發行通知」(国發[2018]41号)の規定に基づき本弁法を定めた。

第二条 納稅者は子女教育、繼續教育、重病医療、住宅ローン利息又は住宅家賃、高齢者扶養費の追加控除項目を享受する場合は本弁法の規定に基づく

第二章 控除の享受及び取扱期間

第三条 納稅者が規定の追加控除項目を享受する期間は下記の通りにそれぞれ計算する。

(一) 子女教育

学齡前の教育段階とは3歳満了の当月から小学校入学の1か月前までとする。學歷教育とは、子女の全日制學歷教育の入学の当月から全日制學歷教育終了の当月までとする。

(二) 繼續教育

學歷(学位)繼續教育とは中国国内において學歷(学位)繼續教育を受ける、入学の当月から學歷(学位)繼續教育終了の当月までとする。同一の學歷(学位)繼續教育の控除期間は最長 48 カ月を超過することはできない。技能職業資格繼續教育、専門技術職業資格繼續教育は関連証書を取得する当年とする。

(三) 重病医療

医療保障システムに記録される医薬費の實際支出の当年とする。

(四) 住宅ローン利息

ローン契約書に約定された返済開始日からローンの全額完済又は契約書に約定された終止月までとする。控除期限は最長 240 ヶ月を超過することはできない。

(五) 住宅賃料

賃貸契約(協議)に約定される賃貸開始日から賃貸終了日の月までとする。契約を繰上げて終了する場合は、實際の賃貸期間に準ずる。

(六) 高齢者扶養

被扶養者が60歳になった当月から扶養義務終了年度の年末までとする。

前款第一項・第二項が規定する学歴教育及び学歴(学位)継続教育期間は病気又はその他客観的な原因により休学、但し学籍が留保される休学期間、及び教育機構が規定に従い実施する冬季・夏季休暇等の休暇期間を含む。

第四条 子女教育・継続教育・住宅ローン利息又は住宅家賃・高齢者扶養の追加控除項目を享受する納税者は条件を満たす時点より、給与賃金所得税の源泉徴収者に前述した追加控除項目の関連情報を提供し、源泉徴収義務者より税金予納の際に当社において本年度の累計控除可能な金額内にて控除する。又は、翌年3月1日～6月30日以内に所轄税務機関へ確定申告を行う際に控除する。

納税者が2箇所以上の給与賃金を取得し、源泉徴収義務者より前述した追加控除項目を行う場合は、同一の追加控除項目に対し、1納税年度内において1箇所の所得からのみ控除することができる。

重病医療追加控除項目を享受する納税者は翌年3月1日～6月30日以内に自ら所轄税務局にて確定申告を行う際に控除する。

第五条 源泉徴収義務者が給与賃金所得の予定納税を行う場合は、納税者より提供される「個人所得税追加控除項目情報表」(以下、「控除情報表」と称する、添付参照)に基づき納税者の追加控除項目の控除を行う。

納税者が勤務会社を変更する場合は、前の会社の勤務期間内において既に控除済みの追加控除項目の金額については、新しい勤務会社にて再度控除することはできない。前の源泉徴収義務者は納税者が離職し給与賃金を支給しない月より当該納税者に追加控除項目を行うことを停止する。

第六条 納税者が給与賃金所得を取得せず、労務報酬所得・原稿所得・特許権使用料所得を取得して追加控除項目を享受する場合は翌年3月1日から6月30日まで自ら所轄税務局へ「控除情報表」を提出し、確定申告を行う際に控除する。

第七条 1納税年度内において納税者が源泉徴収義務者より予定納税時に追加控除項目を享受しない又は満額享受しなかった場合は、本年度内に給与賃金を支給する源泉徴収義務者に残りの月において追加控除を求めることが可能である。又は翌年3月1日～6月30日までに所轄税務局にて確定申告を行う際に控除する。

第三章 情報提出及び書類保存について

第八条 納税者が源泉徴収義務者の給与賃金の支給時に追加控除項目の控除を享受することを選択する場合は、初回の享受時に「控除情報表」に記入し源泉徴収納税者に提出する。同納税年度において関連情報の変更がある場合は「控除情報表」を更新し速やかに源泉徴収者へ提出しなければならない。

勤務会社を変更する納税者が新たな源泉徴収義務者より追加控除項目の控除を行う場合は入職の当月に「控除情報表」に記入し源泉徴収義務者へ提出しなければならない。

第九条 納税者が次年度においては源泉徴収義務者より引続き追加控除項目の控除を行う場合は、毎年12月に翌年の追加控除項目の内容に対して確認を行い、源泉徴収義務者へ提出しなければならない。納税者が即時に確認しない場合は、源泉徴収義務者は翌年1月より控除を停止し、納税者の確認後に改めて追加控除項目の控除を行う。

源泉徴収義務者は納税者より提供された追加控除項目情報を翌月の税務申告の際に所轄税務局へ提出する。

第十条 確定申告時において追加控除項目の享受を選択する納税者は、「控除情報表」に記入し所轄税務局へ提出しなければならない。

第十一条 納税者は享受に必要な追加控除項目情報を「控除情報表」へ記入する。記入必須な項目が全て記入された

場合、源泉徴収義務者又は所轄税務局は受理しなければならない。記入必須な項目の記入情報が不完全な場合、源泉徴収義務者又は所轄税務局は即時に納税者に対し追加記入又は記入訂正を求めなければならない。納税者が追加記入しない又は記入訂正しない場合は、関連追加控除項目の控除を行ってはならず、納税者が追加記入又は記入訂正直後に控除を行う。

第十二条 子女教育追加控除項目を享受する納税者は、配偶者及び子女の姓名・身分証明書種類及び番号・子女の現在の教育段階及び開始終了時間・子女の就学学校及び本人と配偶者の控除配分割合などの情報を記入し提出しなければならない。

納税者が保存すべき書類には、子女が国外において教育を受ける場合、国外の学校の入学通知書・留学ビザ等の国外の教育証明書類を含む。

第十三条 継続教育追加控除項目を享受する納税者は、学歴(学位)継続教育を受ける場合は、教育開始終了時間・教育段階等の情報を記入しなければならない。技能又は専門技術者職業資格継続教育を受ける場合は、証書名称・番号・発行部門・発行時間等の情報を記入しなければならない。

納税者が保存すべき書類には、技能職業資格継続教育・専門技術者職業資格継続教育を受ける場合、職業資格の関連証書等の書類を含む。

第十四条 住宅ローン利息追加控除項目を享受する納税者は住宅所有権情報・住所、ローンの方法・銀行・契約番号・期間・初回返済日付等の情報を記入しなければならない。納税者が配偶者を有する場合は、配偶者の姓名・身分証明書種類及び番号を記入しなければならない。

納税者が保存すべき書類には、住宅ローン契約書・ローン返済証憑等の書類を含む。

第十五条 住宅家賃追加控除項目を享受する納税者は、主要な勤務都市・賃貸住宅住所・貸主姓名及び身分証明書種類・番号又は借主名称及び納税者認識番号(社会同一信用コード)、賃貸開始終了時間等の情報を記入しなければならない。納税者が配偶者を有する場合は、配偶者の姓名・身分証明書種類及び番号を記入しなければならない。

納税者が保存すべき書類には、住宅賃貸契約書又は協議書等の書類を含む。

第十六条 高齢者扶養追加控除項目を享受する納税者は、一人っ子であるかどうか・月の控除金額・被扶養者姓名及び身分証明書種類・番号、納税者との関係を記入しなければならない。共同扶養者の場合は、分割控除方式・共同扶養者姓名及び身分証明書種類・番号などの情報を記入しなければならない。

納税者が保存すべき書類には、約定又は指定分割の書面協議等の書類を含む。

第十七条 重病医療追加控除項目を享受する納税者は患者の姓名・身分証明書種類及び番号・納税者との関係・基本医療保険に関連する医薬費用総額、医療保険目録範囲内の個人負担分の実額等の情報を記入しなければならない。

納税者が保存すべき書類には、重病患者医薬費及び医療保険精算に関連する証憑の原本又は写し、又は医療保障部門が発行する納税当年度の医薬費用明細書などの書類を含む。

第十八条 納税者は提出した追加控除項目情報の真実性・正確性・完全性に対する責任を負わなければならない。

第四章 情報提出方式

第十九条 納税者は遠隔操作税務システム・電子又は紙申告書等の方式にて源泉徴収義務者又は所轄税務局へ個人追加控除項目情報を提出することができる。

第二十条 納税者が納税当年度内に源泉徴収義務者より追加控除項目の控除を行うことを選択する場合、その手順は下記の通りである。

(一) 納税者が遠隔操作税務システムを利用し、控除情報を記入して提出し、源泉徴収義務者がその控除手続きを行う場合は、源泉徴収義務者は税務システムにて受信した控除情報に基づき控除手続きを行う。

(二) 納税者が電子又は紙「控除情報表」に記入して源泉徴収義務者へ直接提出する場合は、源泉徴収義務者は受け取った「控除情報表」に基づきその情報を税務申告システムに記入し、翌月の税務申告時に所轄税務局へ提出する。「控除情報表」は2部用意し、納税者及び源泉徴収者が署名(押印)の後に保存しなければならない。

第二十一条 納税者が年度終了後の確定申告時に追加控除項目の控除を行うことを選択する場合は、遠隔操作税務システムにて控除情報を記入し提出、又は電子版・紙「控除情報表」(2部)に記入して所轄税務局へ提出することができる。

電子版「控除情報表」を提出する場合は、所轄税務局は受理後に印刷し納税者に署名をしてもらい、1部は納税者が保存し、1部は税務局が保存する。紙「控除情報表」を提出する場合は、納税者及び所轄税務局が署名・押印後に1部は納税者が保存し、1部は税務局が保存する。

第二十二条

源泉徴収義務者及び税務局は納税者に対し追加控除項目の方法及びチャネルを知らせ、遠隔操作税務システムの利用を促し、且つ指導する。

第五章 フォローアップ管理

第二十三条 納税者は「控除情報表」及び関連書類を法定確定申告期限終了日より5年間保存しなければならない。源泉徴収義務者は納税者が提出する「控除情報表」を源泉徴収年度の翌年度より5年間保存しなければならない。

第二十四条 納税者が源泉徴収義務者へ追加控除項目情報を提出した場合、源泉徴収義務者は規定に従い控除を行わなければならない、拒否することはできない。源泉徴収義務者は納税者の控除情報を秘密保持しなければならない。

第二十五条 源泉徴収義務者は納税者が提供した情報に基づき速やかに計算し控除・申告を行わなければならない、納税者が提供した関連情報を勝手に変更してはならない。

源泉徴収義務者は納税者が提供した情報と実際の状況が一致しない場合は、納税者に訂正を求めることができる。納税者が訂正を拒否する場合、源泉徴収義務者は税務局へ報告し、税務局は即時に処理しなければならない。

納税者の要請がある場合以外は、源泉徴収義務者は年度終了後の2ヶ月以内に納税者に対し控除済みの追加控除項目及びその金額等の情報を提供しなければならない。

第二十六条 税務局は納税者が提供した追加控除項目情報に対する抽選調査を定期的に行う。

第二十七条 税務局の調査の際、納税者が関連書類の提供ができない、又は提供する保存書類が関連情況の証拠にならない場合は、税務局は納税者にその他証明書類の提供を求めることができる。その他証明書類の提供ができない、又はその他証明書類は控除証拠にならない場合は関連追加控除項目を享受することができない。

第二十八条 税務局は追加控除項目情況の調査時に関連会社及び個人の協力を求めることができ、関連会社及び個人は協力しなければならない。

第二十九条 納税者が下記の情況に該当する場合、税務局は納税者に訂正を求め、情況嚴重の場合は、関連信用情

報システムに登録し、国家関連規定に従い合同懲戒を実施する。税込徴収管理法等の法律法規に違反する場合は税務局は法律に従い処分する。

- (一) 偽の追加控除項目情報の提出
- (二) 追加控除項目の二重享受
- (三) 追加控除項目の範囲又は基準の超過享受
- (四) 証明書類の提供拒否
- (五) 税務局の規定するその他の情況

納税者が勤務会社へ偽の控除情報を提出した場合、税務局はその訂正を求めるとともに源泉徴収義務者に通知する。

第三十条 本弁法は2019年1月1日より施行する

【資料7】

国家税務総局
《個人所得税源泉徴収申告管理弁法(試行)》の発布についての公告
国家税務総局公告 2018年第61号

新たに改正した「中華人民共和国個人所得税法」及びその実施条例を徹底して実施するため、国家税務総局は《個人所得税源泉徴収・申告管理弁法(試行)》を制定しここに公布し、2019年1月1日から施行する。

特にここに公告する。

添付書類:個人所得税税率表及び予納税率表

国家税務総局
2018年12月21日

個人所得税源泉徴収・申告管理弁法(試行)

第一条 個人所得税の源泉徴収・申告行為を規範化し、納税者と源泉徴収義務者の合法的な権益を守るため、「中華人民共和国個人所得税法」及びその実施条例、「中華人民共和国税収徴収管理法」及びその実施細則等の法律法規に従って本法を制定する。

第二条 源泉徴収義務者とは、個人に所得を支給する事業体または個人をいう。源泉徴収義務者は法に従って全員全額の源泉徴収・申告を行うものとする。

全員全額の源泉徴収・申告とは、源泉徴収義務者は税額を代理徴収した翌月15日までに主管税務機関にて所得を支給した全ての個人の関連情報、支払所得額、控除項目と金額、源泉徴収税額の具体的な金額と総額、及びその他の税に係る情報・書類を提出するものとする。

第三条 源泉徴収義務者は毎月又は都度の予納税額を翌月15日までに国庫に納め、かつ、税務機関に「個人所得税源泉徴収申告表」を提出するものとする。

第四条 個人所得税の全員全額の源泉徴収・申告の対象となる課税所得は下記を含む。

- (一)給与・賃金所得
- (二)役務報酬所得
- (三)原稿料所得
- (四)特許権使用料所得
- (五)利息、配当金、特別配当金
- (六)財産賃貸所得
- (七)財産譲渡所得
- (八)一時所得

第五条 源泉徴収義務者は納税者への所得の初回支給時、納税者が提供する納税者識別番号等の基本的情報に基づき「個人所得税基礎情報表(A表)」に記入し、かつ、翌月源泉徴収申告する時に税務機関に提出するものとする。

源泉徴収義務者は納税者の基本的情報変更の報告を受けた場合、翌月源泉徴収・申告する時に税務機関に変更後の情報を提出するものとする。

第六条 源泉徴収義務者は居住者個人に給与・賃金所得を支給する時、累計予納徴収計算法によって税額を計算しか

つ、毎月徴収・申告を行うものとする。

累計予納徴収計算法とは、源泉徴収義務者が1納税年度において税額を徴収予納時、納税者が本事業体において当月まで取得した給与・賃金所得の累計額から、免税収入累計額、控除費用累計額、特別控除項目累計額、追加控除項目累計額と法により確定したその他の控除項目の累計額を差し引いた後の残高を、源泉徴収予納課税所得額の累計額とし、個人所得税予納税率表一(添付参照)を適用して予納徴収税額の累計額を計算し、更に減免税額累計額と予納済み税額の累計額を差し引き、その残額を当期予納税額とする。残額がマイナスとなる場合、税額は暫時還付されず、納税年度終了時に残高が依然としてマイナスである場合、納税者は総合所得の年度確定申告を行い、過不足税額の清算を行うことができる。

具体的な計算式は以下の通りである。

当期予納徴収税額＝(源泉徴収予納課税所得額の累計額×予納税率-速算控除額)-減免税累計額-予納済み税額の累計額

源泉徴収予納課税所得額の累計額＝収入累計額-免税収入累計額-控除費用累計額-特別控除項目累計額-追加控除項目累計額-法により確定したその他の控除項目の累計額

その内、控除費用累計額は5000元/月に納税者が当年度において本企業に当月まで勤務する月数を乗じて算出される。

第七条 居住者個人が源泉徴収義務者に関連の情報を提出しかつ法により追加控除項目を依頼する時、源泉徴収義務者は規定に従い給与・賃金所得の月毎の予納時に控除しなければならず、拒否してはならない。

第八条 源泉徴収義務者は居住者個人に役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を支給する時、下記の方法によって都度納付あるいは月毎に予納するものとする。

役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は収入から費用を差し引いた後の残額を収入額とする。その内、原稿料所得の収入額は70%に減額して計算する。

控除費用:役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得について1回の収入額が四千元を超えない場合、控除費用は八百元にて計算する。1回の収入額が四千元を超える場合、控除費用は20%で計算する。

課税所得額:役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得について1回の収入額を予納課税所得額とし、予納税額を計算する。役務報酬所得は「個人所得税予納税率表二」(添付参照)を適用し、原稿料所得と特許権使用料所得は20%の予納税率を適用する。

居住者個人が総合所得の年度確定申告を行う時、法に従って役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の収入額を算出し、総合所得の年度確定申告に組み入れて納付すべき税額を計算し、過不足税額の清算を行うものとする。

第九条 源泉徴収義務者は非居住者個人に給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を支給する時、下記の方法によって月毎或は都度、税額を源泉徴収納付するものとする。

非居住者個人の給与・賃金所得は、毎月収入額から五千元の費用額控除後の残額を課税所得額とする。役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は、1回の収入額を課税所得額とし、「個人所得税税率表三」(添付参照)に基づき納付税額を算出する。役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は、収入から20%の費用額控除後の残額を収入額とする。その内、原稿料所得の収入額は70%に減額して計算される。

非居住者個人は1納税年度内において源泉徴収方法を変更せず、居住者個人の条件を満たした時に、源泉徴収義務者に基本的情報の変更状況を通知し、年度終了時居住者個人として確定申告を行うものとする。

第十条 源泉徴収義務者は利息、配当金、特別配当金、財産賃貸所得、財産譲渡所得または一時所得を支給する時、法に従って都度、あるいは月毎に税額を源泉徴収して納付するものとする。

第十一条 役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得が一回限りの収入である場合、当該収入を取得する都度1回として計算する。同一のプロジェクトから継続して取得する収入である場合、一ヶ月以内に取得する収入を1回として計

算する。

財産賃貸所得は、一ヶ月以内に取得する収入を1回として計算する。

利息、配当金、特別配当金は、利息、配当金、特別配当金を取得する毎に1回とする。

一時所得は、毎回当該収入を取得する毎に1回とする。

第十二条 納税者が租税条約の待遇を享受する場合、課税所得を取得した時に自ら源泉徴収義務者に通知し、かつ、関連の情報と書類を提出するものとする。源泉徴収義務者は税額を源泉徴収納付する時、租税条約の関連規定に従い処理する。

第十三条 給与・賃金所得を支給する源泉徴収義務者は、年度終了後二ヶ月以内に納税者にその個人所得と源泉徴収納付済み税額等の情報を伝えるものとする。納税者が年度の中途に前述の情報が欲しい場合、源泉徴収義務者は提供しなければならない。

納税者が給与・賃金所得以外のその他の所得を取得した場合、源泉徴収義務者は税額を徴収した後、納税者にその個人所得と徴収済み税額等の情報を提供するものとする。

第十四条 源泉徴収義務者は納税者が提供する情報に基づき税額を計算し申告手続きを行い、納税者の提供した情報を勝手に変更してはならない。

源泉徴収義務者は納税者が提供する情報と実際の状況が一致しないことを発見した場合、納税者に対して、修正を要求することができ、源泉徴収義務者は税務機関に報告し、税務機関は速やかに処理するものとする。

納税者は源泉徴収義務者が提供し、あるいは申告した個人情報、支払所得、徴収税額等の情報が実際の状況と一致しないことを発見する場合、源泉徴収義務者に対して修正を要求することができる。源泉徴収義務者が修正を拒絶する場合、納税者は税務機関に報告し、税務機関は速やかに処理するものとする。

第十五条 源泉徴収義務者は規定に従い納税者が提供する「個人所得税追加控除項目情報表」を適切に保管するものとする。

第十六条 源泉徴収義務者は法に従って納税者が提供する特別追加控除等の税に係る情報と書類に対して秘密を保持するものとする。

第十七条 源泉徴収義務者が規定に従って徴収した税額に対して、毎年2%の手数料が還付される。税務機関、司法機関等から追納を要求され、あるいは追徴される税額を含まない。

源泉徴収義務者が受け取る還付手数料は、税務処理能力の向上や、税務担当者への奨励金に使用することができる。

第十八条 源泉徴収義務者は法により源泉徴収納付の義務を負い、納税者は拒否してはならない。納税者が拒否する場合、源泉徴収義務者は速やかに税務機関に報告するものとする。

第十九条 源泉徴収義務者が規定に沿って税務機関に書類と情報を提出せず、納税者の提供する情報に基づいて正しく申告せず、追加控除項目の虚偽申告、控除すべき税額の未控除、税額の未納付または過少納付、他人の身分の借用または詐称等の行為がある場合、「中華人民共和国税收徴収管理法」等の関連の法律、行政法規に従って処罰される。

第二十条 本法にいう関連表・証・票の書式については、国家税務総局より別途制定し発布する。

第二十一条 本法は2019年1月1日から施行する。「国家税務総局による『個人所得税全員全額徴収申告管理暫定方法』の公布に関する通知」(国税発[2005]205号)は同時に廃止する。

添付書類:

個人所得税予納税率表一

(居住者個人の給与・賃金所得適用)

等級	源泉徴収予納課税所得額の累計額	税率(%)	速算控除額(元)
1	36,000元以下	3	0
2	36,000元超 144,000元以下	10	2,520
3	144,000元超 300,000元以下	20	16,920
4	300,000元超 420,000元以下	25	31,920
5	420,000元超 660,000元以下	30	52,920
6	660,000元超 960,000元以下	35	85,920
7	960,000元超	45	181,920

個人所得税予納税率表二

(居住者個人の労務報酬所得適用)

等級	源泉徴収予納課税所得額	税率(%)	速算控除額(元)
1	20000元以下	20	0
2	20000元以上 50000元まで	30	2000
3	50000元以上	40	7000

個人所得税税率表三

(非居住者個人の給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得適用)

等級	全月課税所得額	税率(%)	速算控除額
1	3,000元以下	3	0
2	3,000元超 12,000元以下	10	210
3	12,000元超 25,000元以下	20	1,410
4	25,000元超 35,000元以下	25	2,660
5	35,000元超 55,000元以下	30	4,410
6	55,000元超 80,000元以下	35	7,160
7	80,000元超	45	15,160

【資料8】

国家税務総局
個人所得税自己納税申告の関連問題についての公告
国家税務総局公告 2018 年第 62 号

改正後の《中華人民共和国個人所得税法》及びその実施条例に基づき、個人所得税の自己納税申告の関連問題について以下の通り公告する。

一、総合所得を取得し確定申告が必要となる納税申告

総合所得を取得し且つ以下のいずれかに該当する納税者は、法に従い確定申告を行うものとする。

(一)2 か所以上から総合所得を取得し且つ総合所得年間収入額から特別控除項目を差し引いた後の残額が 6 万円を超える。

(二)役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の内、1つ或は複数項目の所得を取得し且つ総合所得年間収入額から特別控除項目を差し引いた後の残高が 6 万円を超える。

(三)納税年度内における予納税額が納付すべき税額を下回る。

(四)納税者が税額還付を申請する。

確定申告の必要な納税者は、所得を取得した翌年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間に勤務会社の所在地の主管税務機関にて納税申告を行い、且つ《個人所得税年度自己納税申告表》を提出するものとする。

納税者の勤務先が 2 か所以上ある場合、その内の一つの勤務先の所在地の主管税務機関にて納税申告を行う。納税者は勤務先がない場合、戸籍の所在地又は經常居住地の主管税務機関にて納税申告を行う。

納税者が総合所得の確定申告を行う場合、収入、特別控除項目、追加控除項目、法により確定したその他の控除項目、寄贈、税収優遇待遇の享受等に関連する資料を用意し、且つ規定に従い保管し或は提出するものとする。

納税者の総合所得の確定申告手続きの具体的な方法について、別途公告する。

二、経営所得を取得した場合の納税申告

個人事業体の事業主、個人独資企業の投資者、パートナーシップ企業のパートナー、請負経営者個人及びその他の生産、経営活動に従事する個人が取得する所得には以下の状況を含む。

(一)個人事業者が生産、経営に従事して取得する経営所得。個人独資企業の投資者、パートナーシップ企業のパートナーの国内に登録する個人独資企業、パートナーシップ企業の生産・経営による所得。

(二)個人が法に従い教育、医療、コンサルティング及びその他の有料サービスに従事して取得する所得。

(三)個人が企業、事業単位に対する請負経営及び再委託・転貸を通して取得する所得。

(四)個人がその他の生産、経営活動に従事して取得する所得。

納税者が取得する経営所得は、年毎に個人所得税を計算する。納税者が月末又は四半期終了後 15 日以内に経営管理場所の所在地の主管税務機関に予納申告を行い、且つ《個人所得税経営所得納税申告表(A 表)》を提出する。所得を取得した翌年 3 月 31 日までに、経営管理場所の所在地の主管税務機関に確定申告を行い、且つ《個人所得税経営所得納税申告表(B 表)》を提出する。2 か所以上から経営所得を取得した場合、その内の一つの経営管理場所の所在地の主管税務機関にて年度集計申告を行い、且つ《個人所得税経営所得納税申告表(C 表)》を提出する。

三、課税所得を取得し、源泉徴収義務者が源泉徴収していない場合の納税申告

納税者が課税所得を取得し、源泉徴収義務者が源泉徴収していない場合、以下の各状況に応じて納税申告を行うものとする。

(一)居住者個人が総合所得を取得した場合、本公告第一条に基づいて行う。

(二)非居住者個人が給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を取得した場合、所得を取得した

翌年6月30日までに源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関にて納税申告を行い、且つ《個人所得税自己納税申告表(A表)》を提出する。源泉徴収義務者が2者以上で且ついずれも源泉徴収していない場合、その内の一つの源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関にて納税申告を行う。

非居住者個人が翌年6月30日までに出国する(一時的な出国は除外する)場合、出国する前に納税申告を行うものとする。

(三)納税者が利息、配当金、特別配当金、財産賃貸所得、財産譲渡所得と一時所得を取得し

た場合、所得を取得した翌年6月30日まで関連の規定に従い主管税務機関に納税申告を行い、且つ《個人所得税自己納税申告表(A表)》を提出する。

税務機関が期限内に納付するよう通知する場合、納税者は期限通りに税額を納付するものとする。

四、国外所得を取得した場合の納税申告

居住者個人が中国国外から所得を取得した場合、所得を取得した翌年3月1日から6月30日までの間に中国国内での勤務先の所在地の主管税務機関に納税申告を行うものとする。中国国内で勤務先がない場合、戸籍の所在地又は中国国内での經常居住地の主管税務機関にて納税申告を行う。戸籍の所在地と中国国内での經常居住地が一致しない場合、その内の一か所の主管税務機関にて納税申告を行う。中国国内で戸籍を持たない場合、中国国内での經常居住地の主管税務機関にて納税申告を行う。

納税者の国外所得を取得した場合の納税申告の具体的な規定について、別途公告する。

五、国外へ移住して中国戸籍を抹消する場合の納税申告

納税者が国外へ移住して中国戸籍を抹消する場合、中国戸籍の抹消申請を出す前に戸籍の所在地の主管税務機関にて納税申告を行い、税額の清算を行うものとする。

(一)納税者が戸籍を抹消する年に総合所得を取得する場合、戸籍を抹消する前に当年度の総合所得の確定申告手続きを行い、且つ《個人所得税年度自己納税申告表》を提出するものとする。前年度の総合所得の確定申告をまだ行っていない場合、戸籍抹消時の納税申告を行う時に合わせて手続きするものとする。

(二)納税者が戸籍を抹消する年に經營所得を取得する場合、戸籍を抹消する前に当年度の經營所得の確定申告を行い、且つ《個人所得税經營所得納税申告表(B表)》を提出するものとする。2か所以上から經營所得を取得する場合、合わせて《個人所得税經營所得納税申告表(C表)》を提出するものとする。前年度の經營所得の確定申告をまだ行っていない場合、戸籍抹消時の納税申告を行う時に合わせて手続きするものとする。

(三)納税者が戸籍を抹消する年度に利息、配当金、特別配当金、財産賃貸所得、財産譲渡所得と一時所得を取得する場合、戸籍を抹消する前に前述の所得の税額完納状況を申告し、且つ《個人所得税自己納税申告表(A表)》を提出するものとする。

(四)納税者に税額の未納或は過少納付がある場合、戸籍を抹消する前に不足分または未納分を追納するものとする。納税者が分割納付の対象で且つ納付完了していない場合、戸籍を抹消する前に未納分を追納するものとする。

(五)納税者が戸籍抹消時の納税申告を行う時、特別追加控除と法により確定したその他の控除項目を申請する必要がある場合、税務機関に《個人所得税特別付加控除情報票》《商業健康保険税前控除状況明細表》、《個人税収繰延型商業養老保険税前控除状況明細表》等を提出するものとする。

六、非居住者個人が中国国内で2か所以上から給与・賃金所得を取得する場合の納税申告

非居住者個人が中国国内で2か所以上から給与・賃金所得を取得する場合、所得を取得した翌月の15日までに、その内の1か所の勤務先所在地の主管税務機関にて納税申告を行い、且つ《個人所得税自己納税申告表(A表)》を提出する。

七、納税申告方式

納税者はオンライン、郵送等の方式を通して申告することもでき、直接主管税務機関にて申告することもできる。

八、その他の関連問題

(一)納税者は自己納税申告を行う時、税務機関より要求されるその他の関連資料を同時に提出するものとする。初回申告又は個人の基本情報に変更が生じた場合、《個人所得税基礎情報表(B表)》も提出する必要がある。

本公告にいう関連表・証・票の書式については、国家税務総局が統一して制定し別途公告する。

(二)納税者が納税申告を行う時に租税条約の待遇を享受する場合、租税条約の関連規定に従って手続きする。

九、施行日

本公告は2019年1月1日から施行する。

特にここに公告する。

国家税務総局

2018年12月21日

【資料9】**財政部・税務総局による個人所得税法改訂後の優遇政策の移行に関する問題についての通知
財税[2018]164号**

各省、自治区、直轄市、計画単列市の財政庁(局)、国家税務総局管轄の各省、自治区、直轄市、計画単列市の税務局、新疆生産建設兵団財政局:

改訂後の『中華人民共和国個人所得税法』を徹底するために、ここに個人所得税優遇政策の移行に関する事項を下記のとおり通知する。

一、年間一回性賞与について、繰り下げ受給となった中央企業責任者の年度業績給と任期奨励に関する政策

(一) 居住者個人が取得する年間一回性賞与は、『国家税務総局による個人が取得する年間一回性賞与等に係る個人所得税の計算・徴収方法の調整に関する通知』(国税発[2005]9号)の規定と合致する場合、2021年12月31日まで、当年度の総合所得へ合算せず、年間一回性賞与を12ヶ月で除した得た金額に対して、本通知の付属表である「月度換算後の総合所得税率表」(以下、「月度税率表」と称する)によって、適用税率と速算控除額を確定し、個別に計算・納税する。計算式は下記のとおり。

納税額＝年間一回性賞与×適用税率－速算控除額

居住者個人が取得する年間一回性賞与を当年の総合所得へ合算して個人所得税を計算・納付することも選択できる。

2022年1月1日より、居住者個人が取得する年間一回性賞与を当年の総合所得へ合算して個人所得税を計算・納付しなければならない。

(二) 繰り下げ受給となった中央企業責任者の年度業績給と任期奨励は、『国家税務総局による繰り下げ受給となった中央企業責任者の年度業績給と任期奨励に係る個人所得税の徴収問題に関する通知』(国税発[2007]118号)の規定と合致する場合、2021年12月31日まで、本通知の第一条第(一)項を参照して執行する。2022年1月1日以降の政策は別途明確にする。

二、上場会社の株式奨励に関する政策

(一) 居住者個人が取得するストックオプション、株式評価益権、譲渡制限付株式、株式ボーナス等の株式奨励(以下、「株式奨励」と称する)は、『財政部、国家税務総局による個人のストックオプション所得に係る個人所得税の徴収問題に関する通知』(財税[2005]35号)、『財政部、国家税務総局による株式評価益権所得及び譲渡制限付株式所得に係る個人所得税の徴収問題に関する通知』(財税[2009]5号)、『財政部、国家税務総局による国家自主新規創造モデル区における租税試行政策を全国範囲に普及し実施することに関する通知』(財税[2015]116号)の第四条、『財政部国家税務総局による株式奨励及び技術による出資に関する所得税政策完備についての通知』(財税[2016]101号)の第四条第(一)項規定される関連の条件を満たした場合、2021年12月31日まで、当年の総合所得へ合算せず、全額をもって個別に総合所得税率表を適用し、税金を計算・納付することができる。計算式は以下の通り。

納税額＝株式奨励収入×適用税率－速算控除額

(二) 居住者個人は一納税年度内において2回以上(2回を含む)の株式奨励を取得した場合には、その合計額をもって本通知の第二条第(一)項の規定に従い税金を計算・納付する。

(三) 2022年1月1日以降の株式奨励政策は別途明確にする。

三、保険外交員、証券外務員のコミッション収入に関する政策

保険外交員、証券外務員が取得するコミッション収入は労務報酬所得に該当し、増値税抜き収入から20%の費用を控除した後の残高を収入額とし、収入額から業務展開コスト及び附加税費を控除した後の残高を当年度の総合所得へ合算し、個人所得税を計算・納付する。保険外交員、証券外務員の業務展開コストは収入額の25%により計算する。

源泉徴収義務者は保険外交員、証券外務員にコミッションを支払う際に、『個人所得税の源泉徴収・申告管理弁法(試行)』(国家税務総局公告2018年第61号)に規定される累計源泉徴収法により源泉徴収税額を計算する。

四、個人が取得する企業年金、職業年金に関する政策

個人が国の定める定年退職年齢に達したことにより取得した企業年金、職業年金は、『財政部、人力資源社会保障部、国家税務総局による企業年金、職業年金に係る個人所得税の関する問題についての通知』(財税〔2013〕103号)の規定に合致する場合、総合所得へ合算せず、全額を個別に納付税額を計算する。そのうち、月ごとに取得する場合には、月度税率表を適用し税金を計算・納付する。四半期ごとに取得する場合には、各月度に均等配分し、毎月の取得額をもって月度税率表を適用し税金を計算・納付する。年ごとに取得する場合には、総合所得税率表を適用し税金を計算・納付する。

個人が国外への移住により一括して取得した年金個人口座の資金、又は個人が死亡した後、その指定した受益者或いは法定継承者が一括して取得した年金個人口座の残高については、総合所得税率表を適用し税金を計算・納付する。上記の特殊な原因を除き個人が一括して取得した年金個人口座の資金又は残金については、月度税率表を適用し税金を計算・納付する。

五、労働関係の解除、早期退職、内部休職(中国語:内部退養)による一回性補償収入に関する政策

(一)個人が使用者事業体との労働関係の解除により取得した一回性補償金収入(使用者事業体が支給する経済補償金、生活補助金及びその他補助金を含む)については、現地の前年度従業員平均給与の3倍以内の部分は個人所得税が免除され、3倍を超える部分は当年度の総合所得へ合算せず、個別に総合所得税率表を適用し税金を計算・納付する。

(二)個人が早期退職により取得した一回性補助金収入については、早期退職手続を行う日から法定定年退職年齢までの実際の年数によって均等配分し、適用税率及び速算控除額を確定し、個別に総合所得税率表を適用し税金を計算・納付する。計算式は以下の通り。

納税額 = $\{[(\text{一回性補助金収入} \div \text{早期退職手続を行う日から法定の定年退職年齢までの実際の年数}) - \text{費用控除基準額}] \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}\} \times \text{早期退職手続を行う日から法定定年退職年齢までの実際の年数}$

(三)個人が内部休職により取得した一回性補助金収入については、『国家税務総局による個人所得税の政策に関する問題についての通知』(国税発〔1999〕58号)の規定に従い税金を計算・納付する。

六、事業体が住宅を低価で従業員に売却することに関する政策

事業体が購入価格又は建造原価より低い価格で住宅を従業員に売却したことによって従業員が支払わなくてもよい差額は、『財政部、国家税務総局による会社が住宅を低価で従業員に売却することに係る個人所得税に関する問題についての通知』(財税〔2007〕13号)第二条の規定に合致する場合、当年度の総合所得へ合算せず、その差額を12ヶ月で除して算出した数値に対して、月度税率表に基づき適用税率及び速算控除額を確定し、個別に税金を計算・納付する。計算式は以下の通り。

納税額 = $\text{従業員が実際に支払った住宅の代金と当該住宅の購入価格又は建造原価との差額} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$

七、外国籍個人への手当・補助金に関する政策

(一)2019年1月1日から2021年12月31日までの期間において、外国籍個人は居住者個人の条件を満たした場合には、個人所得税の特別追加控除の優遇措置を受けるか、又は『財政部、国家税務総局による個人所得税の若干の政策問題に関する通知』(財税〔1994〕20号)、『国家税務総局による外国籍個人が取得する関連補助金に係る個人所得税の徴収・免除の執行問題に関する通知』(国税発〔1997〕54号)及び『財政部、国家税務総局による外国籍個人が取得する香港・マカオ地区の住宅手当等に係る個人所得税の徴収・免除に関する通知』(財税〔2004〕29号)の規定に従い、住宅手当、語学訓練費、子女教育費等の手当・補助金の免税優遇措置を受けることができるが、両方同時に享受することは認められない。外国籍個人は優遇措置を一度選択したら、一納税年度内において変更してはならない。

(二)2022年1月1日より、外国籍従業員は住宅手当、語学訓練費、子女教育費等の手当・補助金に係る免税優遇措置を受けることができなくなり、規定に従い特別追加控除を適用する。

八、上記の移行事項を除き、その他の個人所得税の優遇措置は元の規定に従って執行する。

九、本通知は2019年1月1日より施行。同時に、下記の規定及び条項は廃止となる。

(一)『財政部、国家税務総局による個人が使用者事業体との労働関係の解除により取得する一回性補償金収入に係る個人所得税の徴収・免除問題に関する通知』(財税[2001]157号)第一条;

(二)『財政部、国家税務総局による個人のストックオプション所得に係る個人所得税の徴収問題に関する通知』(財税[2005]35号)第四条第(一)項;

(三)『財政部、国家税務総局による事業体が住宅を低価で従業員に売却することに係る個人所得税に関する問題についての通知』(財税[2007]13号)第三条;

(四)『財政部、人力資源社会保障部、国家税務総局による企業年金職業年金に係る個人所得税に関する問題についての通知』(財税[2013]103号)第三条第1項及び第3項;

(五)『国家税務総局による個人が株券等の有価証券の引受により雇用主から取得する割引又は補助金収入に係る個人所得税の徴収に関する問題についての通知』(国税発[1998]9号);

(六)『国家税務総局による保険企業営業員(非従業員)が取得する収入に係る個人所得税の計算・徴収問題に関する通知』(国税発[1998]13号);

(七)『国家税務総局による個人が労働契約の解除により取得する経済補償金に係る個人所得税の徴収問題に関する通知』(国税発[1999]178号);

(八)『国家税務総局による国有企業の従業員が労働契約の解除により取得する一回性補償金収入に係る個人所得税の徴収・免税問題に関する通知』(国税発[2000]77号);

(九)『国家税務総局による個人が取得する年間一回性賞与等に係る個人所得税の計算・徴収問題に関する通知』(国税発[2005]9号)第二条;

(十)『国家税務総局による保険営業員が取得するコミッション収入に係る個人所得税の徴収・免除問題に関する通知』(国税函[2006]454号);

(十一)『国家税務総局による個人のストックオプション所得に係る個人所得税の納付問題に関する補充通知』(国税函[2006]902号)第七条、第八条;

(十二)『国家税務総局による繰り下げ受給となった中央企業責任者の年度業績給と任期奨励に係る個人所得税の徴収問題に関する通知』(国税発[2007]118号)第一条;

(十三)『国家税務総局による個人が早期退職により取得する補助金収入に係る個人所得税の問題に関する公告』(国家税務総局公告2011年第6号)第二条;

(十四)『国家税務総局による証券仲買人のコミッション収入に係る個人所得税の徴収問題に関する公告』(国家税務総局公告2012年第45号)。

付属表:換算後の月度総合所得税率表

月度換算後の総合所得税率表

等級	全月課税所得額	税率(%)	速算控除額
1	3,000元以下	3	0
2	3,000元超 12,000元以下	10	210
3	12,000元超 25,000元以下	20	1,410
4	25,000元超 35,000元以下	25	2,660
5	35,000元超 55,000元以下	30	4,410
6	55,000元超 80,000元以下	35	7,160
7	80,000元超	45	15,160

財政部 税務総局

2018年12月27日

【お問い合わせ先一覧】

■ NAC 名南会計事務所

法定会計監査、国際財務報告基準(IFRS)関連業務、財務デューデリジェンス、内部監査、連結決算業務、等

上海:	上海納克名南会計事務所 上海市黄浦区茂名南路205号瑞金大厦1303	86-21-5450-1020
広州:	広州納克名南会計事務所有限公司 広東省広州市天河区天河北路233号 中信広場3505室	86-20-3877-345
深圳:	深セン納克名南会計事務所 広東省深圳市南山区桃園路北側田厦国際中心A座502室A	86-755-8629-506

■ NAC 名南コンサルティング

月次決算監査、会計記帳代行、人事労務コンサルティング、法人設立・進出支援、国内・国際税務、企業再編支援、等

北京:	北京納克名南企業管理咨询有限公司 北京市朝陽区東三環北路3号 幸福大厦B座602室	86-10-6460-4566
大連:	北京納克名南企業管理咨询有限公司 大連分公司 遼寧省大連市中山区人民路9号 大連国際酒店511室	86-411-8281-506
青島:	北京納克名南企業管理咨询有限公司 青島分公司 山東省青島市市南区香港中路76号 頤中皇冠假日酒店写字楼604号	86-532-8573-6950
上海:	上海納克名南企業管理咨询有限公司 上海市黄浦区茂名南路205号 瑞金大厦1307	86-21-5466-9595
蘇州:	上海納克名南企業管理咨询有限公司 蘇州分公司 江蘇省蘇州市高新区獅山路88号 金河国際中心1107A号室	86-512-6875-9015
常州:	上海納克名南企業管理咨询有限公司 常州事務所 江蘇省常州市武進区延政中路2号 常州世貿中心大厦B座2209号	86-519-8109-5002
寧波:	名南(寧波)投資諮詢有限公司 浙江省寧波市海曙区靈橋路777号 中国人寿大厦1823室	86-574-8764-8531
武漢:	上海納克名南企業管理咨询有限公司 武漢分公司 湖北省武漢市江漢区建設大道568号 新世界国貿大厦I座4718号	86-27-8571-4766
深圳:	深圳納克名南諮詢有限公司 広東省深圳市南山区桃園路北側田厦国際中心A座501室	86-755-8629-501
広州:	深圳納克名南諮詢有限公司 広州分公司 広東省広州市天河区天河北路233号 中信広場3506室	86-20-3877-3776
東莞:	深圳納克名南諮詢有限公司 東莞分公司 広東省東莞市南城区元美路 華凱広場A座1216室	86-769-2285-8331

日本:最寄りの相談対応事務所



中国アジア進出支援ネットワーク

中国・アジアにおける税務・会計・労務・法務のプロフェッショナルが
日本全国の会計事務所とネットワークを組み、進出に関するリスクやトラブルを
軽減し、中国進出企業の事業成功を力強くサポートいたします。



Network

01	東京	06	北京	17	香港
02	名古屋	07	上海	18	台湾
03	大阪	08	深圳	19	マカオ
04	福岡	09	広州	20	シンガポール
05	ハノイ	10	東莞	21	ホーチミン
		11	大連	22	ハノイ
		12	常州	23	ジャカルタ
		13	青島	24	バンコック
		14	武漢	25	インド
		15	蘇州	26	ミャンマー
		16	寧波	27	カンボジア
				28	バングラデシュ

